

タイトル	高倉新一郎編「蝦夷地各場所請負人運上金調」(4)
著者	大場, 四千男; OBA, Yoshio
引用	北海学園大学学園論集(149): 69-125
発行日	2011-09-25

高倉新一郎編「蝦夷地各場所請負人運上金調」(Ⅳ)

北海道アイヌ民族場所請負制資料監修 大 場 四 千 男

目 次

- 第一編 松前藩時代前期の場所請負制運上金調
 - 一章 享保十二歳未八月 (1727)
 - 松前西東在郷並蝦夷地所附(一)
 - 松前東在郷並蝦夷地所附(二)
 - 二章 蝦夷地一件
 - 松前直領交易請負
 - 三章 蝦夷地一件
 - 他国より罷越蝦夷地交易仕候者名前書付
 - 四章 天明四申辰御収納取立目録 町御役所(一)(二)
 - 五章 天明六年 (1785) 西蝦夷地分間
 - 六章 松前隨商録・蝦夷双紙別帳・元禄支配所名比較表
 - 七章 蝦夷商賈聞書・松前国中記
 - 八章 石狩十三場所
 - 九章 シコツ拾四場所支配主
 - 十章 寛政元年 蝦夷地図地名 (知行主名前) (以上 144 号)

- 第二編 幕府直轄時代の場所請負制運上金調
 - 一章 寛政三年東蝦夷地道中記
 - 二章 子九月東西蝦夷地場所附 (西蝦夷地分間)
 - 三章 武川日記
 - 四章 休明光記附録
 - 五章 和田郡司日記
 - 六章 東夷周覽 (享和元年著)
 - 七章 文化四年田草川傳次郎 西蝦夷地日記
 - 八章 土人由来記

九章 東蝦夷地場所運上金文化九年入札高点者

十章 伊達家諸用留 (文化九年)

十一章 東蝦夷地請負制 (函館問屋儀定書)

第三編 松前藩時代後期の場所請負制運上金調

一章 箱館申送書 (文政五年幕府吏ヨリ松前氏へ引継書)

二章 文政年間東西請負人表 (東西蝦夷地運上調 (伊達家文書))

三章 文政年間東西蝦夷地運上金調 (伊達家旧記)

一節 東蝦夷地場所之運上金

二節 西蝦夷地場所之運上金

第四編 幕末初期時代の場所請負制運上金調

一章 西蝦夷地運上金 (文政五年)

二章 東西蝦夷地場所々御運上金並請負人場所調 (天保)

三章 天保十二年
四月吉祥日 東西蝦夷地場所附

四章 蝦夷租金録 (天保十二年調) (以上 145 号)

第五編 幕末後期時代の場所請負制運上金調

一章 蠶餘一得四集卷四蝦夷租金「天保、嘉永比較」

二章 再航蝦夷日記 (弘化三年)

三章 按西韋記 (安政寅年調)

四章 安政元年蝦夷地請負人、運上金調 (蝦夷地目撃)

五章 東蝦夷地明細書 (蝦夷大鑑)

六章 松前箱館雜記卷二 (南部邸旧記)

七章 東西蝦夷地場所請負人運上金調 (北海道風土記卷十六)

八章 東西蝦夷地運上金比較

九章 東西蝦夷地各漁場請負ニ関スル件 (万延)

十章 御用控 (福山町鈴木忠美記録)

十一章 文久元年請負人及請負金

十二章 慶応元年丑年六月 東西蝦夷地御運上増金♂並♀御用金控

十三章 東西蝦夷地運上金増運上金仕向金其他上納金控書 (豊嶋三右エ門履歴)

十四章 補遺 (實行寺開基録・函館市在並二東西蝦夷地上納金) (以上 146 号)

高倉新一郎「蝦夷地各場所請負人運上金調」(Ⅳ)(大場四千男)

第六編 幕末最後期時代の場所請負制運上金調

- 一章 差上申一札之事(栖原半六文久元年)
- 二章 奉差上御請証文之事(杉浦嘉七文久二年)
- 三章 マシケ場所(慶応三年四月書上)(伊達林右衛門)
- 四章 差上申一札之事(伊達林右衛門)
- 五章 差上申御請証文之事
- 六章 蝦夷地各場所調

第七編 明治初期時代の場所請負制運上金調

- 一章 仙台外三藩領地請負人(明治元年十月現在)
- 二章 慶応四年蝦夷地御用地留抜萃
- 三章 御預・見合物綴込明治二己歳十月庶務課
- 四章 明治二年十月願書連署西蝦夷地請負人
- 五章 東久世長官日誌
- 六章 補遺 場所請負人履歴調
- 七章 場所履歴調
- 八章 松前御領分道法(東西蝦夷場所々略記鑑)

第六編 幕末最後期時代の場所請負制運上金調

一章 差上申一札之事 (栖原半六文久元年)

一金千両 ル・モツへ夏場並秋味御運上金高

一金貳拾七両 鱒場並網釜御冥加合隔年納

鱒年丑卯巳未酉亥

一金三百五拾三両 テシホ 御運上金

一金百五両 テウシ
ヤンケシリ 御運上金

一金三拾七両 テシホ 鱒場並網釜御冥加合隔年納

鱒年丑卯巳未酉亥

一秋味之儀ハ三千石目以上出増積取候節ハ百石目ニ付金貳拾五両宛上納の仕候但シ切囲ニ相成積取候節ハ本文百石ニ付金貳拾五両之四ツ割三ツ分上納の仕候

外ニ

金拾両 ル・モツへ御上乘金

金八両 同所御差荷料

金拾両 テシホ御上乘金

金貳拾両 同処御差荷料

右ハ西蝦夷地ル・モツへ・テシホ両場所之義去ル未^レ西迄三ヶ年季御請負罷在候処今般奉願右御運上高を以改而未^レ戌辰迄七ヶ年季御請負被仰付候段被仰渡承知奉畏候。然ル上ハ万一御運上金相滞候ハ連印之者共^レ急度上納可仕候

但年季中漁事格別相増候節ハ御吟味を請御冥加増金上納可仕候、且新現之漁事相始候ハ其段申上御差図を請可申候

一、前々被仰出候御法度之趣ハ勿論蝦夷人取扱之其外共都而御詰合御役人中様御差図之趣相守且悪心ヲ以蝦夷人と申合、又ハ非分之儀等無之様ニ手先之者迄精々申付候様可仕候旨被仰渡候

一、運上家並荷物蔵々等御年季中被遊御預候間修覆之儀ハ手限ニいたし建増之砌ハ御届可申上、尤用材伐木之節ハ御話合御役人中様江申立御差図を請可申旨被仰渡候

一、出荷物積取船差向候節ハ是迄之通松前沖之口御役所江申立御改請可申旨被仰渡候

一、御通行之御役人様並御固人数御通行ハ勿論御用状御継立等人馬無遅滞差出御休泊御差支無之様可仕旨被仰渡候

一、御請負場所^レ出ル御輕物之儀精々心付運上家江取集追而御沙汰次第差出可申尤密賣買等決而仕間敷旨被仰渡候

一、難風ニ遭候船見請候ハバ助船可差出、異異国船相見得候ハハ早速御詰合御役人中様江御注進

可仕旨被仰渡候

- 一、御用品ニ相成候産物類昨年被仰渡候通御年季中年々上納可仕旨奉畏候
- 一、御場所御備米貳百貳拾石有之分は是迄之通年々仕入米を以積替被仰付御詰合御役人中様御見分之上御封印御付置被成候事ニ相心得可申候
- 一、松明三百本草鞋三百足別紙ケ所書之通御備ニ相成候ニ付年々取替置可申旨被仰付奉畏候
- 一、御幕串百本長九尺七寸ニ而相備置可申段被仰付奉畏候、尤損シ等有之候ハハ取替置何時にてても御用之節御間欠ニ不相成様可仕候右被仰渡之趣承分奉畏候若相背候ハ、何様之御咎被仰付候共御願ケ間敷儀申上間敷候仍御請証文差上申処如件

文久元年西五月

松前伊豆守領分

松前小松前町家持

請負人 栖原半六

代 平助

同枝ケ崎家町持忠兵衛

幼年ニ付親類後見

宿証人 文治

庄内様

御奉行所

二章 奉差上御請証文之事 (松浦嘉七 文久二)

一金貳百拾兩 トカチ壱ケ年 御運上金
 外ニ
 金九拾兩ニ分永百五十文 別段上納金
 合金三百兩ニ分永百五十文

右ハ東蝦夷地トカチ場所当戌年辰年迄向七ケ年元運上高にて御請負奉願上候処格別之以御憐愍御請負被仰付難有仕合奉存候就ては前々被仰出候儀ハ勿論都而御法度之趣堅相守蝦夷人介抱入念且又蝦夷人江対シ聊たり共非分之儀無之様可仕候

- 一、御運上金上納方之儀ニ付年々六月十月兩度半金宛相納可仕候
- 一、秋味壱ケ年千石目以上出増積取候節百石目ニ付金拾七兩宛可致上納尤秋味圃ニ相成翌春積取候分ハ出増百石目ニ付金拾三兩之割ヲ以半金上納可仕候
- 一、御場所御請負中是迄有来候御会所並荷物蔵々等御年季中預被仰渡以来修覆之儀ハ私共手限ニ可仕候且建替之節ハ御届申上右普請等ニ付材木伐出候共格別山林伐荒し申間敷候尤材木伐出候節は御場所御詰合様江相伺御差図可申請候
- 一、道橋普請並川々渡船是迄之通相心得修覆等閑に致間敷候
- 一、荷物積取船差向候節ハ其時々御役所江御判相願出帆為致候様可仕候。
- 一、御用状継立又は急便継送り等之儀兼而支配人共江申付置遅々不致様継立可申候
- 一、御役人様御通行之節人馬継立御止宿等都テ無差支様可仕候
- 一、獵虎矢羽熊胆同皮蝶鯨水豹其外北蝦夷地廻り小皮類都而輕物類元直入直段ヲ以御買上に相成候間蝦夷人ハ買請候まゝ交易之品代料帳面に記シ置、右品々其場所に集置御詰合様江差出御見分請可申候
- 一、但本文之品壱品たり共隠置賣買致候者有之候ハバ急度御咎可被仰付候
- 一、場所々御備米有之候其俣御預ケ被成候間年々仕入米ヲ以詰置御見分有之節御改請可申候
- 一、松明三百本草鞋三百足別段前書之通御備被為遊候ニ付年々取替置可申旨被仰付奉畏候
- 一、御幕串百本長サ九尺七寸ニ而相備置可申段被仰付奉畏候尤損ジ等有之候ハバ取替何時にても御用之節御間缺ニ不相成様可仕候

右之通御請証文差上置候、若相背候ハバ如何様之御咎被仰付候共聊違背申上間敷候其外前々被仰渡承知奉畏候依之御請証文差上相処依而如件

戌十月

トカチ御場所

請負人 杉浦嘉七

仙臺様

御留守居所

宿証人 和賀屋宇右エ門

「函館図書館書名ナシ」

三章 マシケ場所 (慶応三年四月書上) (伊達林右衛門)

一金千二百七十兩 御運上金 但六月十月兩度上納
 内 { 千百兩 夏場並秋味運上
 五十兩 海峯引運上
 百二十兩 鱒場運上

一金十七兩 上乘金 但シ年々十月上納
 一〃三十五兩 差荷物料 〃
 一〃二十八兩 秋味上乘金 〃

一〃三百九十一兩三分 仕向金 但五月十一月兩度ニ上納
 永六十八文九分

合千七百四十一兩三分永六十八文九分
 右ハ万延元年申年秋田藩^カ請負命セラレ文久三亥年マテ四ケ年年々上納

一金九百五十八兩永四分 元治元年 子年増上納金
 右ハ前寅年上納金江一倍一割増命セラレシモ半額用捨セラレタレバ

一金千九百十六兩永七分九リ 慶応元年 丑年増上納金
 右ハ去亥年元高金^カ倍一割増

一金五千三百二十五兩一分永二百六文七分 寅年増上納金
 右ハ去亥年高金江三倍増

一金 建網冥加金 年々五十統内外
 右運上屋並浜中出稼人持建網ニテ年々増減アリ去申年ヨリ子年迄五ケ年ハ一統ニ付金三兩^カ丑年ヨリ一倍増命セラレ一統ニ付金六兩ツ^カ上納

○覚

一金百二十八兩一朱 マシケ御場所表男女二千四十九人人別役人一ニ付四百文ツ^カ
 右ハ去文久元年酉年三月^カ上納被仰付其後丑年^カ一倍増被仰付年々上納仕候

一金二十七兩一分一朱ト百文御場所材木御役錢男千七百四十九人一人ニ付御冥加百文ツ^カ
 右ハ前同断 一倍増共年々上納仕候

一金三十四兩 御場所ニ付御役四百文ツ^カ
 右ハ前同断 一倍増共年々上納仕候

一金七十二兩二分二朱ト二百文御場所御判錢男四百六十五人一人ニ付一分苑
 右ハ前同断 一倍増共年々上納仕候

一金十三兩三朱ト三百文 前同断女百七十九人一人ニ付五百文ツ^カ
 右ハ前同断 一倍増共年々上納仕候

一金百七十五兩 御場所弁財潤役但本役三十三艘一艘ニ付金五兩ツゝ半役四艘 一艘ニ付金二兩二分ツゝ

右前同断 一倍增共年々上納仕候

一金九兩三分三朱 御場所ニ於テ新現合般役

右ハ前同断一倍增共年々上納仕候

一金七兩三分 御場所内地雇百二十四人、一人ニ付御役四百文ツゝ

右ハ前同断一倍增共年々上納仕候

右ハマシケ御場所昨寅年諸役錢調書面之通御座候以上

慶応三卯年三月

伊達林右エ門

代 儀作

秋田様

御役所

四章 差上申一札之事(伊達林右衛門)

一金千百両 マシケ夏場並秋味御運上金
一金百二十両 同鱒場御運上金
一金五十両 同煎海軍引御運上金
合金千二百七十両 但六月十月半金宛上納之積

一、秋味之儀ハ四千石目以上出増積取候節ハ百石ニ付金二十五両宛上納可仕候但切囲ニ相成積取候節ハ本文百石目ニ付金二十五両四ツ割三ツ分上納可仕候

外ニ

金拾七両 上乘金
金三十五両 差荷物料
金二十八両 秋味上乘金

右ハ西蝦夷地マシケ御場所之儀去ル文久三年亥年ハ已迄七年季御請負罷在候処今般御料相也候ニ付是迄之年限ニ不拘右御運上高を以改て当卯年ハ辰年迄二ケ年御請負被仰付候段被仰渡処置奉畏候然ル上ハ万一御運上金相滞候ハ、連印者共ハ急度上納仕候

但年季中漁事格別相増候節ハ御吟味を受冥加増金上納可仕候、且新規之漁事相始候ハ、其旨申上御差図を受可申候

- 一、前々被仰出候御法度之趣ハ勿論蝦夷人取扱方其外都ハ御詰合御役人様御差図之趣相守且悪心を以蝦夷人ニ申合又ハ非分之儀等無之様手先之者共迄精々申付候様可仕旨被仰渡候
- 一、運上屋並荷物蔵々御年季中被遊御預候為修覆之義ハ手限ニ致シ建替之御御届可申上、尤用材伐木之節ハ御詰合御役人中様江申立御差図を受可申旨被仰渡候
- 一、出荷物積取船差向候節ハ是迄之通松前沖之口御役所に申立御改受可申旨被仰渡候
- 一、御通行之御役人様並御固人数御通行ハ勿論御用状御継立等人馬無遅滞差出御休泊御差支無之様可仕旨被仰渡候
- 一、御請負場所ハ出候軽物之儀精々心付運上屋へ取集御詰合御役人中様江差出可申様、尤密賣買等決て仕間敷旨被仰渡候
- 一、難風ニ逢候船見受候ハ、助船可差出、且異国船相見得候ハ、早速御詰合御役人中様迄御住進可仕旨被仰渡候
- 一、御場所御備米之儀米百八十二石有之候分其俣御預ケ被成候召年々仕入米を以積替置御見分有之候節御改受可申候
- 一、松明三百本草鞋三百足品別紙箇所書(略ス)之通御備相成候ニ付年々取替置可申旨被仰渡奉畏候
- 一、御幕串百本長サ九尺七寸にて相備置可申段被仰付奉畏候尤損シ等有之候ハ、取替何時にても御用之節御間欠ケ不相成様可仕候

右被仰渡之趣承知奉畏候段相背候ハ、如何様之御咎被仰仕候共願箇間敷義申上間敷候仍之御請証
文差上申処如件

慶応三卯年五月十三日

松前唐津内町

家持 伊達林右工門

代 儀作

松前小松前町

忠右工門代

箱館大町壺丁目 半兵衛

松前町名主兼

箱館町名主 要助

御奉行所

五章 差上申御請証文之事

今般佐竹右京大夫様蝦夷地領分上知被仰出候ニ付蝦夷地並箱館表松前地御警衛御免右代松平陸奥守様、酒井左工門尉様御警衛御心得被成候間其旨可相心得旨被仰渡承知奉畏候依而御受証文差上申処如件

慶応三卯年五月十三日

東蝦夷地請負人惣代 重吉

西蝦夷地請負人惣代 吉右工門

小宿組代 善右工門

問屋惣代 半兵衛

右町役人惣代 要輔

御奉行所

第六章 蝦夷地各場所調

場所名	仕向金	漁船	蝦夷船	産物
ク ト ウ	一兩三分永百文	一八	鯡	石 八〇〇
フ ト ロ	十一兩永百文	二七	二九〃	三, 〇〇〇
セ タ ナ イ	十八兩二分	二五	〃	四, 五〇〇
シマコマキ	九十二兩二分	三六	〃	一二, 〇〇〇
ス ツ ヌ	六十六兩二分永百文	八〇	〃	一〇, 〇〇〇
ヲ タ ス ツ	五十五兩二分	一二五	〃	九, 五〇〇
イ ソ ヤ	七十四兩	一二〇	〃	八, 〇〇〇
イ ワ ナ イ	百六十兩三分永十一文三分	一九一	〃	三〇, 〇〇〇 △牛二疋
フ ル ウ	百十三兩一分永四十四文	五五	〃	一二, 〇〇〇
シヤコタン	百十六兩一分永八十五文	二八	二二〃	一二, 〇〇〇
ヒ ク ニ	百十三兩一分永九十八文	一一	鯡? 鮭	一二, 〇〇〇
ヨ イ チ	百八十七兩永二百四十九文一分	一三八	鯡	一八, 〇〇〇 鮭 四, 〇〇〇
ヲ シ ヨ ロ	百十九兩永百三文	三九	〃	一二, 〇〇〇
タ カ シ マ	百八十三兩永二百五十六文	三五	〃	一四, 〇〇〇
ヲ タ ル ナ イ	四百八十四兩二分永二百文	五四五	〃	八六, 〇〇〇
イ シ カ リ	二百七十一兩二分永二百廿八文	一二二		鮭 七, 〇〇〇
ア ツ タ	二百廿九兩一分永二百廿四文	二九	九〃	一九, 〇〇〇 〃 一, 〇〇〇
ハ マ マ シ ケ	七十四兩二分永二百廿二文六分	二八	五〇	三, 〇〇〇 〃 五〇〇
マ シ ケ	三百九十一兩三分永六十八文九分	?	? 鯡	二六, 〇〇〇 鮭 二, 五〇〇
ル ル モ ツ ベ	二百廿二文永百九十九文八分	八六	〃	四, 〇〇〇 〃 二, 〇〇〇
ト マ マ イ	三十七兩一分永廿七文五分	一五一	七〃	四, 〇〇〇 〃 三五〇
テ シ オ	百七十三兩二分永百四十一文	一四〇	一五四〃	二, 〇〇〇 一, 五〇〇
リ イ シ リ	百廿一兩一分永百廿八兩五分	一〇七	〃	七, 〇〇〇 〃
レ フ ン シ リ	一兩二分永百六十五文	?		〃 二〇〇 鱒 三, 〇〇〇束
シ ヤ リ	七十二兩永二百廿四文	五八	漁三〇 蝦二四 廻一 馬三	〃 二, 〇〇〇 〃 三〇〇
北 蝦 夷	(二分金三十一兩永二百文) 五百五十五兩	?	〃	一三, 〇〇〇 鱒 四, 五〇〇石
ヤムクシナイ	八十八兩三步永九十文	二五	四九鯡鱒	三, 〇〇〇 〃 五〇〇
ア ブ タ	十四兩三步永五十文	一四	七〇鱒	五〇〇 〃 三〇〇
ウ ス	十四兩三步永五十文	二三	四二〃	五〇〇 〃 五〇〇
エ ト モ	}	一一	三五〃	五〇〇 〃 二〇〇
ホ ロ ベ ツ		五	川船2 一五〃	二〇〇 〃 三〇〇
シ ラ オ イ	四十六兩一分	一七	二二〃	七〇〇 〃 四〇〇 鹿皮 一, 五〇〇枚
ユ ウ フ ツ	三百廿三兩二分永九十八文三分	?	?	ニシン 七〇〇 イワシ五, 〇〇〇 〃 一, 五〇〇 〃 一, 五〇〇枚
サ ル	四十四兩一分永百五十文	四七	一九鯡鱒	一, 〇〇〇 昆布 三五〇 〃 二, 五〇〇
ニイカツブ	三十七兩	九	七鯡 函合六	七〇〇 昆布 三〇〇 鮭 三〇〇 一, 五〇〇
シ ツ ナ イ	百十九兩二分永百二文五分	九九	〃	三〇〇 昆布 四〇〇 鮭 三〇〇 二, 五〇〇

第七編 明治初期時代の場所請負制運上金調

一章 仙臺外三藩領地請負人(明治元年十月現在)

エトロフ	伊達林右エ門
エトロフ, ルノモツペ, トママイ, テシホ	栖原半六
子モロ, クナシリ	藤野崑兵衛
アツケシ	山田文右エ門
トカチ	杉浦嘉七
シヘツ, シヤリ, モンヘツ	山田寿兵衛
レブンゲ	佐野孫右エ門
エトモ, ホロヘツ	種田徳之亟
シラライ	野口屋又蔵
ハママシケ	中川屋勇助

○諸藩詰合人数ハ七月迄ニ場所立退。六月納運上金其他ハ納済。十月分ハ箱館裁判所ニ納ム。

二章 慶應四年蝦夷地御用地留抜萃 (茅一文庫・函館裁判所)

慶應四年辰年運上金

運上金	六〇八 ^両 ・		幌泉
増運上金	三, 八五〇 ^両 ・		杉浦嘉七
仕向金	一五九 ^両 ・	永百文	
ノ	四, 六一七 ^両 ・	永百文	
運上金	一〇五 ^両 ・		有珠
仕向金	一四・	三分永五十文	和賀屋権一郎
運上金	一五〇 ^両 ・		ニイカツブ
増運上金	一三・		浜田屋佐治兵衛
仕向金	三七・		
運上金	五五 ^両 ・	二分	アブタ
仕向金	一一・	永五十文	佐野孫右エ門
ノ	六六・	二分永五十文	
運上金	一, 〇四八 ^両 ・	二分永百文	シツナイ
増運上金	二, 五一〇・		ウラカワ
当辰年冥加金	三二三・	二分永四百七十二文	シヤマニ
ノ	三, 八八二・		佐野専右エ門
運上金	五六〇 ^両 ・		クスリ
増運上金	二, 二〇〇・		佐野孫右エ門
仕向金	一二九・	二分	
ノ	二, 八八九・	二分	
運上金	四 ^両 ・	二分	モロラン
仕向金	〇・	二分	種田徳之亟
運上金	三一〇 ^両 ・		ミツイシ
増運上金	五三五・		小林重吉

当辰年冥加金トアルハ
別段上納金ナリ

仕向金 八八・ 三分永五十文

別段上納金四十四兩一分永百五十文

運上金 二〇〇兩
元治元子年
 増運上金 一二五・
 ↗ 三二五・

沙流
 山田文右エ門

別段上納金三百二十三兩二分永九十八文三分

運上金 二五〇兩
慶応二寅年
 増運上金 一,〇〇〇・
 ↗ 一二五〇・

ユウフツ

元運上金 一二五兩
 増運上金 一〇〇・
 別段上納金 四六・ 一分
 ↗ 二七一・ 一分

白老
 野口又蔵

元運上金 二一〇兩
 別段上納金 九二・ 二分永百五十文
子年
 増運上金 一,五〇〇・
卯年
 増運上金 三〇〇・
 ↗ 二,一〇〇・ 二分永百五十文

十勝
 杉浦嘉七

元運上金 六〇〇兩
 別段上納金 一三六・ 三分永百五十文
元治元子年
 増運上金 四,七五〇・
慶応四辰年
 増運上金 四〇〇・
 ↗ 五,八八六・ 三分永百五十文

厚岸
 山田文右エ門

未年ヨリ酉年迄三ヶ年
 諸負ノ処万延元寅年仙
 台藩領トナリ

元運上金 八〇〇兩
子年
 増運上金 五〇〇・
卯年
 増運上金 一,七〇〇・
 仕向金 一一八・ 永四百文
 ↗ 三,一一八・ 永四百文

根室 厚岸境ノ西別境迄
 藤野崑兵衛

高倉新一郎「蝦夷地各場所請負人運上金調」(Ⅳ) (大場四千男)

外 スイシヨ
ユウル 御冥加金 五〇兩
アキル

杉浦錢平控

増運上金別段上納合五百七十一兩永百五十文トアルは誤?

元運上金 五〇〇兩

子年
増運上金 五七一・ 永百五十文

元治元年ヨリ五百七十兩三分余ノ増運上金ヲ命ゼラル

國後 万延元年仙台領トナリシ別段上納金ハ不漁打続ニ付免セラル

同

未ヨリ西迄三ヶ年季ノ処万延元年仙台藩引繼

元運上金 八七〇兩

別段上納金 二二五・ 一分永八十文

子年
増運上金 五〇〇・

卯年
増運上金 一, 三〇〇・

ズ 二, 八九五・ 一分永八十文

エトロフ

伊達林右エ門

栖原半六

運上金 一三〇兩

別段上納金 三三・ 二分永百七十文

ズ 一六三・ 二分永百七十文

エトロフ之内シヤナ

同

仙台藩領

シコタン並外島ハ從來無人嶋ノ処去子年願上

開拓方ヲ任セラレ丑年ノ請負場所ト為リ丑年ヨリ未迄七ヶ年季請負

運上金 一〇〇兩

辰年
増運上金 一五〇・

シコタン

会所町 重三郎

ル>モツヘ夏場並秋味 一, 〇〇〇兩

鱒場並綱釜御冥加 隔年納 二七・

鱒年丑巳未酉亥

栖原半六

テシホ運上金 三五三・

テウシ, ヤンケシリ運上金 一〇五・

テシホ鱒場並綱釜御冥加 隔年納 三七・

鱒年丑卯巳未酉亥

秋味三千石目以上出増積取ノ節ハ百石ニ付金二十五兩宛上納但切囲ハ此四分ノ三上納

ル>モツヘ上乘金 一〇兩

同所差荷料	八・
テシホ上乘金	一〇・
同所差荷料	二二・
丑年 ^方 増運上金	四, 九八五・

覚

ルヽモツペ辰年運上金	一, 〇一八 ^兩
テシホ, トママ井 同	四九〇・
右 三ヶ所増運上金	四, 九八五・
右 三ヶ所仕向金	二五九・ 一分永二百廿七文三分
↗	六, 七五二・ 一分永二百廿七文三分

古来薄漁場所ナレバ岡田ハ小樽古平所屬トシテ嘉永二酉年^方請負被命シモ損耗多ク殊ニ丑年二月小樽場所仕法替テ請負ヲ免セラレ翌寅年古平ハ多額ノ増運上ヲ命セラレシカバ之ニ堪ヘズシテ種田ニ頼ミ内実請負タラシメシナリ
明治元年期尽キ巳年^方七年間種田請負ヲ命セラル

運上金	六三 ^兩	エトモ・ホロベツ
仕向金	一三・ 三分永五十文	・岡田半兵衛 種田徳之丞

此ニ場所岡田半兵衛請負ノ処内実手配行届兼一昨寅九月有川村種田徳之丞へ内談アリ御料モロラン, フルヒラト共ニ名前心得ヘキ旨違アリ, 辰年年季終リ巳年^方徳之丞引継

運上金	一九 ^兩	レフンゲ
仕向金	一・ 永百五十六文一分	佐野孫右エ門
辰年年期明ニテ巳年 ^方 亥年迄七ヶ年季引続請負		

従来伊達林右エ門請負ノ処差障ノ節アリ寅年請負差免シ同年ヨリ場所出産高^方十分一運上ノ割ヲ以テ中川屋勇助請負同様取扱ヲ命セラル, 明治元年箱館裁判所^方請負被命

浜マシケ
箱館地蔵町家持
御請負同様取扱人
中川屋勇助

運上金	一, 五九七 ^兩
-----	---------------------

覚

浜マシケ先買元運上金	一五〇 ^兩
同 跡買元運上金	一一〇・
同 元差荷物料	七・
同 元仕向金	七四・ 二分永二百三十六文

別段冥加増金但諸上納共 三四一・二分永二百三十六文六分
一, 二五五・一分永拾三文四分

内訳

寅年建網三十六統 一〇八・

但一統ニ付金三兩宛

寅年ノ別段為御冥加御増金 一, 一四七・一分永十三文四分

但増金ハ産物直段騰費ニヨル

合計 一, 五九七^兩・

辰年運上金ノ内千八百兩ハ庄内家へ上納

慶応四辰年ノ戌年迄七ケ年季会津藩ノ請負ヲ命セラシベツ
ル三場所 シヤリ
モンベツ

運上金 三, 〇〇〇^兩 山田壽兵衛

秋田藩領ノ時運上金元治丑年迄一ケ年千七百四十一 マシケ
兩三分永六十八文九分之処翌寅年ノ右金高へ三倍増 伊達林右エ門

金五千三百廿五兩一分永二百六文七分, 別段上納合
金六千九百六十七兩一分永貳拾五文六分トセラル,
因テ嘆願セシモ警衛ノ入費多ク且出産物直段増加ノ
趣ヲ以テ諭示シテ聴カレズ, 昨卯年五月ヨリ箱館御
役所直扱ト為リ, 又嘆願セシモ聴カレズ, 慶応四辰
年八月更ニ右事情並樺太請負増加運送船数艘難破等
ノ事情ヲ述ヘテ仕恵特典アラン事ヲ箱館裁判所ニ出
願セリ

御分界之節一領内御引分ニ相成候分

ハツカイ, ノシヤフ 元運上金 一一〇^兩・

同断

ソウヤノモンヘツ境迄 サンナイ分除テ 一四〇・
元運上金

ノシヤフ 二五〇^兩・

但右之処へ寅年ノ三倍増金七百五十兩増納被仰付

前同断

ハツカイ, ノツシヤフ 元別段上納金 六三^兩・ 永六百六十八文三分七リ

前同断

ソウヤ領 ^ル モンヘツ境迄	サンナイ分除キ 元別段上納金	八一・	永卅二文四分三リ
↗		一四四 ^兩 ・	永七百文八分
但右之処江寅年 ^ル 三倍増金四百三十四兩永百二文四分増納被仰付			
リイシリ, レフンシリ元運上金		三三四 ^兩 ・	一分
同所上乘金, 差荷料		一五・	三分
↗		三五〇・	〇
但寅年 ^ル 三倍増金千五十兩増納被仰候			
同所元別段上納金		一二一 ^兩 ・	永三百七十八文五分
但寅年 ^ル 三倍増金三百六十四兩永三十五文五分増納被仰付			
御分界之節一領内御引分ニ相成候分			
サンナイ運上金 (御領ニ付御居置)		五〇 ^兩 ・	
同所別段上納金 (//)		二八・	三分永百九十文二分
↗		七八・	三分永百九十文二分
御分界之節シヤリ一領内御引分ニ相成候分			
アハシリ 運上金 (御領ニ付御居置)		一五〇・	
右同断			
同所別段上納金 (御居置)		三六・	永百拾二文
↗		一八六・	永百拾二文
御運上金別段上納金元金			
外ニ		一, 一三一 ^兩 ・	永百三十一文五分
リイシリ・レフンシリ増金		一, 四一四・	永百三十五文五分
ソウヤ増金		一, 一八四・	永百二文四分

三章 御預見合物綴込 明治二已歳十月 庶務課 (茅一文庫庶務課八柵)

覧

運上金其外収納高

三, 一六八^両 一分 一五〇^{永文}

三, 〇〇〇・

三六九・ 一, 一五〇

九三三・ 三, 〇五〇

四, 六一七・ 〇, 一〇〇

一六三・ 二, 一七〇

小以一萬二千二百五十二両一分永百二十文

八六・ 〇, 一〇〇

一一八・ 二,

八七七・ 二,

五八三・ 〇, 一〇〇

五三・ 二, 一六五

九七三・ 三,

一, 九七五・ 一, 〇一一, 三分

一, 六六六・ 三, 〇八五

一, 四一五・ 三, 〇九八

三, 八一四・ 一, 二三一, 一

二, 八六九・ 二, 二四九, 六

二, 一五九・ 三, 一〇三

一, 五四八・ 九, 二〇五, 五

小以一萬八千四百四十二両三分永九十八文五分

合金二萬〇三百九十五両永二百十八文五分

子モロ御場所

子モロ領ノ内シベツ

サル場所

ミツイシ場所

ホロイツミ場所

エトロフ嶋ノ内シヤナ

フトロ場所

セタナイ場所

スツキ
シマコマキ 場所

スツト場所

オコシリ場所

オタスツ場所

イワナイ場所

シヤコタン場所

ヒクニ場所

・フルヒラ場所

ヨイチ場所

ヲシヨロ場所

四章 明治二年十月願書連署西蝦夷地請負人

奥 尻	荒屋新右エ門	久遠	石橋屋松兵衛
セ タ ナ イ	古畑屋傳十郎	シマコマキ	小川屋九右エ門
ス ツ ヶ	山崎屋新八	歌棄 磯谷	佐藤栄右エ門
岩 内	佐藤仁左エ門	古宇	田付新右エ門
積 丹 美 国	岩田金蔵	古平	種田徳之丞
余 市	竹屋長左エ門	忍路 高島	西川准兵衛
太 櫓 厚 田	平田与三右エ門	浜マシケ	中川屋勇助
網走 利尻 宗谷 レフンシリ	藤野崑兵衛	マシケ	伊達林右エ門
ルヽモツペ,テシホ トママイ	栖原半六		

五章 東久世長官日誌

- 一、幌泉場所 明治二年十月廿一日御用ニ付引揚福島屋嘉七へ達ス。
- 一、漁場持、 同 二年十月廿九日請負各自漁場持ト相称候事。
- 一、明治三年正月十一日、 様似浦河萬屋専右エ門、 三石小林重吉、 河西広尾当縁福島屋嘉七、 右場所請負取上申達候事。

第六章 補遺場所請負人履歴調

1 栖原小右エ門

- 一、明治三年天塩、苫前、二郡漁場水戸藩ニ引上ラル二年十月引揚ノ命アリシ故同年留萌郡（山口藩支配）漁場請負ノ名称ヲ廃シ、更ニ出稼ヲ命セラル
- 一、明治四年天塩国一円及宗谷、枝幸、礼文、利尻ノ漁場持ヲ命セラル（栖原半七、伊達林右エ門共同）
- 一、明治五年正月択捉島漁場持ヲ命セラル（栖原小右エ門、伊達林右エ門共同）漁場ハ世話方ヨリ請取候事
- 一、明治九年九月漁場持ヲ廃セラル、択捉島四郡漁場ハ殊ニ小石エ門ニ許可セラル尋テ宗谷枝幸二郡漁場十余ヶ所ヲ貸下ケラル
- 一、慶応三年北蝦夷地請負ノ名称ヲ廃シ更ニ出稼ノ名目ヲ以テ前業ノ継続ヲ命セラル
北蝦夷地直捌地ハ文久三年伊達林右エ門ト共ニ差配ヲ命セラル此地方ハ請負場所ニアラス
同年十二月伊達ト共ニ北蝦夷地ノ内ルークシュナイ、コモシラヲロ、アイロよりアイ迄の漁業出稼を命せらる
- 一、明治四年十月樺太州楠溪西富内の二ヶ所へ諸品売捌方を命ぜらる。
- 一、同五年八月樺太州用達を命せらる
- 一、同八年二月栄浜、白瀨の各漁場を官命により返上す是歳樺太支庁用達を命ぜらる
- 一、同九年五月開拓使より樺太州漁場急ニ引払ふべし、米塩漁具等は官費を以て積帰るべしと達せらる。

2 藤野崑兵衛

(明治五年国後郡経験記)
明治三年秋田藩吏ト混雑ノ事アリ漁場ヨリ返上、末年秋田藩自捌仕込不足ニ冬米乏シク越年粥ヲ以テ凌げり

- 一、明治元年宗谷場所請負を辞す
- 一、同二年十二月水戸藩ヨリ利尻島請負を解かる
- 一、同三年三月官旨を奉し私費を以て永住民十三戸卅人<sup>箱館九戸
福山四戸</sup>を根室に移す、是先彼らの住宅に充る為長屋数棟を新築す、是に於て始めて市街を形成す、今の花咲町是也。毎戸若干の昆布場を分与し且独立自営に至る迄の間年々仕込を為し産に親しむ。
- 一、同四年四月又十戸三十人<sup>函館
募集</sup>を移す。同十二月国後嶋漁場持を命じらる紋別、常呂、斜里、標津、目梨、六郡の漁場持を命せらる。北見四郡は函館物産局標津目梨は漁場世話方より受取の事。

- 一、同五年官旨を奉し和洋呉服太物雜貨店を根室に設け白木屋と称す。是年より十一年に至る間七十四戸百五十七人を根室に移す(奥州北部福山函館募集)

3 小林重吉

- 一、明治三年一月三石郡漁場上地被命
- 一、同四年十二月厚岸郡漁場持被命
- 一、同五年正月厚岸郡漁場上地、三石郡漁場持被命。

4 米屋孫右エ門

建物漁具写ノ受渡しは表面上尚済まサリシナラン

- 一、明治三年五月孫右エ門率先籍を釧路に移し秋田、青森、函館より百七十四戸六百三十九人を移し家屋納屋漁具等を支給す。
- 一、同四年釧路場所佐賀藩自扨に付返納、家族を挙げて函館に退去す。諸建物漁具は佐賀藩ニ譲渡し同藩經營せしも成績不良なり
- 一、同五年一月柳田藤吉、枅富右エ門柳は厚岸郡ニ漁業をなすに釧路漁場持を命せしもさきに孫右エ門金を外国商に借り漁具を抵当とせるを以て其金を償去するに非されば漁業を営む難し而して柳等之を償ふ能はず不得止枅柳田を免し孫右エ門を以て漁場持とす。釧路白糠二郡を經營す。

5 岡田弥三右エ門 恵美須屋

明治三戌年之恵比須屋ノ帳面ニ私商内古平トアリ

- 〔小樽内場所。錢家六郎左エ門より受負す年代不詳、慶応元年村並に至りて止む〕
〔西蝦夷地分間〕請負人阿部屋専八運上金小判百五十兩
- 〔古平場所。新井田崑内より受負す。年代は小樽内よりも前ならんという、慶応二年種田徳之丞〕
〔西蝦夷地分間〕恵美須屋治助下働廿一人運上金小判三百兩
外二名に譲渡す。

岩内場所。寛延三年十月蛸崎佐土より請負す。運上金八十兩外ニ冥加あり明和年間迄古宇場所。

利尻礼文場所。明和二年弁才船禎詳丸を添て藩主より預けらる。数十年間藩へ貸上金

〔蝦夷地一件〕リイシリ天明四辰年方寛政二年迄六ケ年恵美須屋治助
仕送金多額に上りしによる。文政六年藤野崑兵衛に譲渡

磯谷場所。安永八年十一月下国舎人より請負、運上金七十五兩外冥加あり、寛政十二年まで
継続〔西蝦夷地分間〕恵比須屋治助 運上金百兩

尾札部場所内江山よりマツヤ迄。明和六年より安永四年まで新井田金右エ門より
請負運上金九十兩

〔天明二寅年方三ケ年季スツ〕切罫十九兩北屋兵右エ門
〔寿都場所。天明元年受負運上金五十兩寛政四五年まで継続其後不詳〕
〔西蝦夷地分間〕請負人北屋善右エ門

石狩の内 明和四年二月佐藤権左エ門方請負、明和五年より安永六年迄十年間也
運上金二百兩外冥加

(カハト 寛政三年より十年間土屋左仲より請負。

西蝦夷地分間 下カバト

ユウハリ 文化元年八月松前鉄五郎より請負年数不詳運上金四十七兩

苫前留萌場所。享和二年松前藩より請負、文化元年方同十年迄

美国場所。嘉永二年六月請負、慶応二年古平と共に種田徳之丞外二名へ譲渡す

福山支店支配人	恵美須屋治助	寛政中此人の名にて請負
	恵美須屋源兵エ	文化四年幕政となり仮令支配人たりとも表名義に
	同 弥兵エ	立ち其地の本籍に入るべき命あり。
	同 半兵エ	此名三代つゞき慶応二年に至る

6 西川傳右エ門 住吉屋

忍路高島場所。寛文七年始て請負と云ふ

磯谷歌棄兩場所。文化十三年請負嘉永二年官命により三千兩を得て返納す
歌棄文政五年方十ヶ年柳屋庄兵衛 嘉永五年方枳屋栄五郎
磯谷 〃 四年方 〃 同

扱 扱 場所。天保八年西川順兵衛、藤野崑兵衛、岡田半兵衛三名請負を
命せらる

九年より四ヶ年營業の後辞退す(天保十三年より伊達林右
エ門栖原仲蔵請負)

支店代理人 西川順兵衛(四代)自 宝曆至天保十年

徳兵衛(一代)自 天保十年 至 安政三年

准兵衛(三代)自 安政四年 至 明治五年一月

7 飛驒屋久兵衛

一、安永三年九月十八日五千四百兩引当として絵鞆、厚岸、霧多布、国後四ヶ所
夏商場運上金一ヶ年二百七十兩と定め明午年方丑年迄二十ヶ年差引相渡さ
る。

一、安永四年正月晦日、二千八百五十六兩引当として宗谷場所運上金一ヶ年金百
九十兩の積を以て当末年方酉年迄十五年共利息引取を達せらる。

鯨油年々夏船上着の砌可差出。右場所へ番船夏船年兩艘つゞ可差出。

右宗谷場所未一ヶ年内々村山伝兵衛へ譲渡此金二百八十五兩(外上乘御礼金、
御目付金、是迄の通り差荷油百樽其外品是迄の通差出す事)

一、絵鞆場所ハ大津屋へ内々譲渡(安永三年年五十六兩、同四未年同五申年各五

天保三年方七年季
イソキウタスツ
西川准兵衛

高倉新一郎「蝦夷地各場所請負人運上金調」(Ⅳ)(大場四千男)

十七両)(天明四年六十七両) 処天明五巳年四百六十両冥加として場所返上。

同巳年より五ヶ年期にて箱館笹屋治兵衛寛政元年の公訴状には箱館村多兵エーケ年九十五両にて当時請負とあり。

- 一、国後場所は安永三年四年夷西ツキノエ暴行に付安永五申年より天明元旦年迄六ヶ年立船を休む、ツキノエ後悔誤入るに付天明二寅年カ又船を遣す。
- 一、天明五年幕府普請役出張の際宗谷場所出荷物五分方御買分となる。
- 一、天明六年東蝦夷地久兵衛請負場所商売怠りの際松本伊豆守カ違有之、正月元旦現在俵にて新古荷物苫屋久兵衛に引渡す。
- 一、天明七年先年より鮭鱒切罫試ノ処結果よし、石狩千石に付百五十両運上なるも試中の勘弁もあれはとて本年切罫鮭別段運上三十両と定め夫カ大網を遣し、漁獲せしに多漁に付七十両とす。(此年各処切罫く)
- 一、同八年盛漁切罫は三百束に付六両差出すべき旨被命、難渋なりしも塩引を廃し干物のみにては船手廻し方不宣に付承諾。
- 一、寛政元年釧路場所請負(くすり)と申処年々運上金指上当年(寛政元年) カ丑年迄五ヶ年期) 五月国後騒動八月飛驒屋請負場所引上を達せらる十一月十九日幕府勘定奉行久世丹後守へ引続請負之儀公訴提出斜里アイヌ明年カ立船御借御願 通詞文右エ門介抱品積入参候処出願。七月二日飛驒屋カ町奉行に届出。
- 一、寛政二年八月五日決決

8 村山傳兵衛 阿部屋

初代

- 一、宝永三年初代伝兵衛始て留萌、宗谷両地の請負をなす、宝暦五年満期。

三代

- 一、安永元年四月通詞番人等を率ひ藩士三名と共に唐太に至り蝦夷人を介抱して帰る。此時石狩の請負場所は準備既に整い、将来の見込確立し土人の撫育行届ありと。
- 一、安永四年飛驒屋久兵衛請負宗谷場所を内々引受営業(飛驒屋旧記)
- 一、天明二年十二月町年寄兼町下代被仰付俸禄米二十俵を賜る。
- 一、寛政元年五月国後アイヌの乱あり、九月宗谷、厚岸、根室、国後、各地の土人撫育を命ぜらる。伝兵衛は其請負場所なる石狩、厚田、小樽内、益毛等より数百の土人を召集し、支配人、番人、之を督し、一方宗谷へ、一方は東蝦夷地へ米酒介抱品を送らしむ。
- 一、寛政二年前記各地の土人を撫育す。(又斜里、樺太土人撫育を命せられ、自主にて舟を出す)
- 一、同三年二月米酒こうじ麴類等を樺太送り、白主より東は楠溪西は富内迄ノ土人を各

所へ集め漁法を教へ交易して帰る

東西藩の手場所直配の処諸仕込並交易等の儀勝手次第取謀自分請負場所同様
可心得旨六月に達せらる。

- 一、同四年、五年はロシヤ人の来りしに付藩命により諸用を勤め經費莫大
 - 一、同四年六月下旬大時化伝兵衛の手船雇船二十二艘貨物を積しまゝ悉く破壊流
失。
 - 一、同五年より各場所出産増加（五年六年七年）相応の出産あり損失を補い家運
益て盛ならんとす。
 - 一、同八年六月居町払其上家屋、倉庫、地面、問屋株取上らる。酒株質株は御構
なし
 - 一、同十一年二月御構御免の上川原町居家一ヶ所被下置、四月一代侍大広間格ニ
取立らる。宗谷、斜里、樺太、増毛、苫前、留萌、石狩、秋味等御手支配ニ
付支配掛 尾見蔵太
松前平角 手附被命、次て家蔵屋敷悉下戻さる。
- 同年東蝦夷地幕府直支配に付御用向取扱掛被命
- 一、文化二年正月問屋株元の如く許さる。
 - 一、同十二年石狩場所請負被仰付。

9 栖原角兵衛 栖原家々譜

天塩場所 天賣
焼尻共 天明六年請負（栖原三郎兵衛）

留萌、苫前、両場所 天明七年請負（三郎兵衛）
トママイ場所交易
ルルモツへ秋味
天明五巳年より十ヶ年期 栖原屋三郎兵衛

十勝場所 寛政元年蛸崎蔵人より請負（忠三郎）同三年返納
和田郡司日記 寛政十一年現在ノ受請、あふらこま栖原屋庄兵衛

石狩の内。トクヒラ、ハツシヤフ、下ユウハリ、シママツブ、上ツイシカリ、
文化三年請負（半助）同十二年返納

北蝦夷地。文化六年伊達林右エ門、栖原半助二人に預けらる。慶応三年六月
請負名称を廃し、出稼命ぜらる。漁業旧の如し。

根室場所。文化十三年伊達林右エ門、高田屋嘉兵衛、亀屋武兵衛と共に請負
（茂八）十四年三家返上シテ高田屋請負トナル

厚岸場所。文政十四年請負（六郎兵衛）天保三年山田屋文右エ門に譲渡

択捉場所。天保十三年より伊達林右エ門と共に請負（仲蔵）

山越内場所。嘉永五年伊達林右エ門と共に請負（六右エ門）文久二年返上

栖原松前支店支配人

橋本三郎兵衛	明和中支店支配人
井原忠三郎	寛政元年より
栖原彦兵衛	全五年より
北林半助	文化二年より
北隅茂八	文化十年より
川村六郎兵衛	文政九年より
田中庄兵衛	天保六年十月より
長川仲蔵	天保八年より
川村六右エ門	弘化四年より
小村半六	文久元年正月より
田中小右エ門	明治二年十月より
宮川寿兵衛	明治十四年九月より

10 伊達林右エ門 寛政五年八月福山ニ開店伊達屋と号す。

増毛浜益場所 寛政八年七月村山伝兵衛の跡を受けて増毛請負

北蝦夷場所 文化七年十月伊達林右エ門栖原屋半助阿部屋崙右エ門三名へ御預けとなる。崙右エ門辞退し伊達、栖原の営業となる聯合商会を北限場と云ひ、㊦を記号す。

石狩場所 文化八末年二月同場所ノ海川ノ鮭漁場を林右エ門栖原屋半助阿部屋崙右エ門三名御預となる。後伊達、栖原返上して崙右エ門一名の請負となる

根室場所 文化十三年栖原半助、高田屋嘉兵衛、亀屋武兵衛と四名に預けらる同十四年三名返上して嘉兵衛一人となる

択捉場所 天保十二年十月廿八日栖原仲蔵と共に預けらる、十三年より営業

山越内場所 嘉永五年栖原六右エ門と共に請負、元治元年同場所村並となれるに至り返納す

11 岩田金蔵

積丹場所 安永五年七月運上金五十両を納め請負許可を得同年より漁業に従事(明治十七年調査履歴書)

土人由来記 文化七年五月改 岩田屋金蔵

文化文政の間松前道広の代請負(明治十六年函館県調履歴

西蝦夷地分間(寛政)請負人福島屋金兵衛運上屋下働十四人運上金小判百三十両

幌泉場所 文政四年支配命ぜらる

美国場所 天保七年十二月沢田久兵衛請負の処引受(引渡七月廿日)

虻田場所 岩田家請負の処天保七年請負替にて和田茂兵衛へ引継

12 田付新助 江州愛知郡柳川村福島屋と称す代々新助ヲ以て通称とす(田付氏系譜節録)

田付新十郎履歴書
宝曆二年松前藩ニ請ヒ
若干ノ運上金ヲ納メ
フルウ、ビクニ、ニ請
負ノ許可ヲ得、是ニ於
テ支配人江州柳川ノ人
仁兵エナルモノヲシ
テ、之を經營セシム
安永中船舶数艘暴風ノ
タメニ難破シ
天明ヨリ寛政ノ初頃ニ
至リ連年不漁家計大ニ
乏シ、文化七八年ヨリ
十三年迄大漁且出産物
騰貴シ家計ヲ回復スル
ヲ得タリ

文禄三年武門を脱し御人建部七郎右エ門元重と議し松前に渡り視察海産捕獲の目的を以て薩摩柳川の同志を募り両浜組と称し協力松前に往復す、慶長七年五月陸奥鰺沢に支店を置き十五年八月松前に支店を置き、漁場を拡張す。宝永元年五月彦根藩主の紹介を以て松前藩主の允許を得て松前物産輸出方両浜組一手に担当す。於是大船数艘を造り其運輸に備列、松前藩主公広之を重し、殿下に席を賜う、享保十一年積銀元締方を彦根藩より命せられ暴徒の爲め家屋倉庫を破壊掠奪せられ爾後大に衰う。

一、天明六年蝦夷地交易者の内、福島屋新助あり(蝦夷地一件天明六年)

一、ヲタスツ福島屋金兵衛(蝦夷地分間) フルウは藩の直領にて浜屋久七請負なり
シャコタン 同

イソヤハ寛政中恵比須
屋治助ナリ。
文政十三年イソヤウタ
スツ共住吉屋願兵エ請
負と云フ

一、スツ> 小松前 福島屋次郎七(土人由来記)
一、オタスツ 枝ヶ崎 柳屋庄兵衛(〃文化七年改) 庄兵エハ新助ト資ヲ合せ業ヲ営ムモノ

一、イソヤ 同
一、スツ> 江差 柳屋新兵衛(文政中蝦夷地運上金綱) 文政元年福島屋新右エ門ヨリ譲渡ト云フ

オタスツ、 城下 柳屋庄兵衛(〃) オタスツ文政五年と十ヶ年
イソヤ 同 四年と十ヶ年

フルウ 城下 福島屋新右エ門 文政六末年と丑年七ヶ年季

(寛政六年と文政十二年迄)

七代新助文政四年漁場薄漁のため福山支店瓦解せんとす。庄兵衛

(新助ノ弟ニシテ南殿ヲツグ 敦正(江州本店監督)松前に至り新助と会し百方維持の策を講ず。此年豊漁を得て回復の端緒につく、七月二日庄兵衛古宇場所の監督となり、雇人の内八名を撰抜して之と議し旧制を改め、幣習を去る。三年にして豊漁あり。十二年九月新助退隠し松前支店の監督となる。新右エ門と称す。支部に新右エ門の名称を設くる為に始る。天保五年家声の回復せるを以て彦根藩へ百両松前藩へ五十両を献ず。

神恵村役場調査大正五年十月「田付新右エ門代々之略歴」によれば宝曆二年領主松前資広(志摩守)全嶋に法令を布き漁場所の旧制改めらる。茲に田付豊親漁営所を運上家と改称し、之に政庁をおき、当場所古宇諸般の政務を執

代新助寛政六年退隠し
て新右エ門と称す。
其後代々退隠すれば新
右エ門と称するを例と
す。

高倉新一郎「蝦夷地各場所請負人運上金調」(Ⅳ)(大場四千男)

り重罪人あるときは状を具して松前藩庁に送り以下は法に従て処分せり是より場所主を請負人と称す。

犀川曰、神恵内村役場調査ハ最誤謬多シ、唯運上屋請負人ニ関スル事ノ参考ノ為メ茲ニ摘録スルノミ、田付新十郎履歴書明治十九年七月亦古字ノ請負ヲ宝暦二年トス

13 田付新兵衛 近江屋愛知郡柳川

初め屋号を柳屋という、文政十一年八月山崎屋と改む

寿都場所 明治十年調履歴 文政元年前請負人福島屋新右エ門ニ議り官許を得

て請負運上金百六十両永百文 文久三年津軽藩より増運上金五百八十三両永百文

文化十二亥年より巳年迄七ケ年 柳屋新兵エ運上金百世五両差荷八両

運上金八十両
文政五午年より子年迄七ケ年 柳屋新兵エ 秋味運上二十両 秋味百石以下は差荷八両

無運上

瀬棚場所 天保五年正月請負 運上金六十五両

土人由来記 スツ、 福嶋屋次郎七 イソヤ
ヲタスツ 柳屋庄兵衛 文化七年五月改 シリヘツ 同人

14 藤野四郎兵衛

天明二年藤野崑兵衛十二歳にて松前に来る
松前支店は柏屋崑兵衛の名義也。

文化三年請負許可、是れ当家の漁業の創始也 文化七年五月改
柏屋崑兵衛

上下余市場所 文化三子年方 七ケ年 柏屋 崑兵衛 { 運上三二〇両 竹屋長左エ門履歴には文政三辰年
秋味 二三ノ 藤野崑兵衛返上に付其後を受け請
上乘 五ノ 負人となるも竹屋の請負は恐らく
サシニ一八ノ 文政六年以後にあらざるか

宗谷斜里、文化五年請負、即西川順兵衛、坪田佐平と共同なり

文化十二年一手請負となる

利尻場所 文化七年請負人恵比須屋弥惣治へ熟談の上、四ケ年の約束にて同島に出稼シ鯨場三ヶ所を開く。

文政六年に至り利尻礼文二島請負命ぜらる。

慶応元年秋田家より宗谷利尻礼文運上金従来ノ二倍半即ち二千五百両上納を命せられ即納す。

国後場所 文化十四年請負命せられる、文政元年同所漁業着手に当り斜里土人数十戸を移し数所に漁場を開く、天保八年より十三年間不漁に

して損害金四万円に及ぶ因て請負罷免を出願せしも論を受けて継続す。文政三辰年より四ヶ年期運上金千両

根室場所 文政元年請負人伊達外三名に熟談の上西別に鮭漁の為め出稼す、文政六年此出漁を廃せらる。

天保三年根室場所請負を命ぜらるる是歳始めて花咲の内ヲキ子ツブに昆布を試採す。

択捉場所 天保八年藤野外西川順兵エ、岡田半兵エ三名へ請負を命ぜらる十二年返上

函館支店 天保四年支店を箱館におき、伊兵衛の名を以て営業す。安政五年箱館を本店とす。

七章 補遺場所履歴

1 瀬棚場所

西蝦夷地分間 谷梯左エ門ノ給地 請負人松前大国屋傳九郎
運上金砂金百二十両。蝦夷廿一戸六十人

文政年間 蝦夷地運上金調 一、文化十三年子年ノ午年迄七ヶ年 請負人 高田屋吉次郎
一、文政六末年ノ辰年迄十ヶ年 江良 高田屋吉次郎
運上金六十両、外金一両一分永五十文二分積金

田付新太郎詳傳 八代新兵衛の時
天保五年正月瀬棚地方の場所請負を命せらる其運上金六十五両

蝦夷租金録 天保十二年 運上金六十五両 又印 山崎屋新兵衛江州柳川村産

再航蝦夷日記 弘化三年六十五両 運上金 請負人 松前 又 山崎屋新兵衛
秋味相応之節は見込高之分に応じ冥加金上納

嘉永七年ノ七ヶ年季運上金六千五百両二分積金一両一分永五十文
古畑屋傳十郎

慶応二年夏場運上金三十五両

元家号を柳屋という文政十一年八月願消ノ上山崎屋と改む。

2 嶋小巻・スツキ場所

- 一、スツキは湊平左エ門知行の処天明元年取上ケ直領となる。
- 一、嶋小巻は藩士並川氏の知行所たり。並川本蔵弥盛伊八郎等の名見ゆ。
文化四年幕府の直轄となり、尔後右ニ場所は合併して一人の請負人に帰す。
是れスツキは小場所にしてアイヌも漸減して独立する資格なきによるなり。
- 一、請負人

西蝦夷地分間 スツキ 小黑屋与次兵衛 運上金 二七両 蝦夷戸数 一 全人口 四
嶋小巻 阿部屋九郎兵衛 // 二五〇両 // 四〇 // 二〇〇

土人由来記 嶋小巻 岩屋善右エ門 ? ? 一四〇
文化七年五月改

文政運上金調 スツキ 新屋武兵衛 // 七両永百廿五文
嶋小巻 新屋武兵衛 // 一〇七両外差荷物代八両
文政十一年の分には新屋武八とす。伊達家旧記の分には岩屋善左エ門とす。

天保年間蝦夷地各場所並運上金 二百両阿部屋伝次郎 一、秋味相応増事あれば冥加上納致候
一、御備米十俵、年限中自分限相備外二十俵定式の分
天保十一子年より小川九兵衛

蝦夷租金録 スツキ ⑤ 阿部屋伝次郎 二〇〇両
シマコマキ

天保十二年間

再航蝦夷日記 シマコマキ小川屋九右エ門 二〇〇両

弘化三年 嘉永二巳酉年（三戌年の誤？）に松前市人小川屋九兵衛請負
但しスツキ場所共なるべし備米十五俵此請負は天保の継続？
犀川曰、小川屋九右エ門ハ嘉永二戌年より七ヶ年期請負、松前枝ヶ崎町
家号介

明治二年十月
請負人連署願

シマコマキ 小川屋右エ門

東嶋牧村概況
同林役場調
大正九年

(前畧)村山伝次郎ノ本郡一円の請負人となる。運上屋は永豊
にあり、天保十年秋矢嶋の人小川太治兵衛の九男、小川九右
エ門代りて嶋牧山越二郡請負人となり居を永豊に占め、漁業
の改良、道路の改修等地方の発達に努む。運上金取扱所を二
ヶ所に設け、之を番屋と号す。其一は軽白村字飼鹿カイシシ(今の小
倉百吉漁場)一は歌嶋村字来岸(今の富谷福松漁場にて今尚
番屋と呼ぶ)にあり。

明治三年運上屋を廃して本陣をおき、五年本陣を廃し駅通所
を置き制度を改め戸長役場を設け、小川九右エ門を以て戸長
に任す。明治廿二年本郡を二分し大平川を境とし二個の戸長
役場をおく。廿九年四月二級町村制施行。

3 壽都場所

岡田弥三右エ門履歴

天明元年請負、運上金五十両寛政四丑年迄継続

西蝦夷地分間

請負人松前枝ヶ崎北屋善右エ門下代重次郎仍十八人運上
小判百両

土人由来記

文化七年小松前福島屋次郎七

田付新兵衛履歴

文政元年前請負、福島屋新右エ門に計り官許を得て請負
運上金百六十両永百文

文久三年津軽藩より増運上金五百八十三両永百文

東西蝦夷地運上金調

文化十二年亥より巳年迄七ヶ年季

請負柳屋新兵衛金百廿五両、外金八両、差荷物代
文政五午年より子年迄七ヶ年季

請負柳屋新兵衛金八十両運上金

金二十両秋味運上金

但秋味百石以下は無運上以上は百石ニ付
二十両ヲ上納

外金八両差荷料金一両二分永百文(二分

高倉新一郎「蝦夷地各場所請負人運上金調」(Ⅳ)(大場四千男)

積金)

天保年間 運上金 九十三兩
エ十兩 山崎屋新兵衛

天保十二年 運上金 百十兩 山崎屋新八

嘉永三年^ろ七ケ年

運上金九十二兩 山崎屋新八 但秋味百石以上あるときは百石
ニ付二十兩ツゝ上納

差荷八兩積金一兩三分ト永九十文。

4 歌棄場所

土人由来記 文化七年五月改 枝ヶ崎柳屋庄兵衛

西蝦夷地分間 松前福島屋金兵衛下代佐七働廿六人運上砂金百兩

文政年間東西蝦夷地運上金調 文政五年^ろ卯年迄十ケ年期柳屋庄兵衛運上金
二百一十一兩外金四兩永二百文(二分積金)

西川伝右エ門(住吉屋)歌棄磯谷両場所文化十三年請負嘉永二年官命
により三千兩添へ返納とあるは如何 文化十三年再調の事

蝦夷租金録 天保十二年 オタスツ 二百十兩 西川准兵衛江州八幡
イソヤ百九十七兩

嘉永四年歌棄磯谷とも、柁屋栄五郎請負となる

西川貞次郎事履には嘉永二年官命により三千兩を添て返納すとあり。

天保三辰年より
七ケ年季
二百一十一兩
西川准兵衛

5 磯谷場所

岡田弥三右エ門履歴 安政八年十一月下国舎人より請負運上金七十五兩外冥加
あり、寛政十二年繼續

西蝦夷地分間 岡田は恵比寿屋なり。

請負恵比須屋治助下代卯兵衛働十九人運上金小判百兩
シリベツ秋味(直領)運上小判五十兩

土人由来記 同 イソヤ 枝ヶ崎柳屋庄兵衛
シリベツ

東西蝦夷地運上金調 同 柳屋庄兵衛 文政四巳年^ろ寅年迄十年季
運上金百三十七兩,秋味五十五兩,鱒場七兩,雑魚五兩,
鱈冥加三兩(伊達蔵書ニ鱈塩御冥加三十兩)

天保年間蝦夷地各場所請負人並運上金

請負人西川准兵衛

百三十七兩運上金、五十五兩秋味運上、五兩雑魚網運上、七兩鱒場運上隔年納外七兩上乘金、十兩差荷料

6 岩内場所

岡田八十次履歴

寛延四年より明和年間迄蛸崎佐土より恵美須弥三右エ門請負運上金年八十兩外ニ冥加あり(恩田八十次履歴)

自 天明三年 二〇年 南部大畑村 熊野屋平兵衛
至 享和二年

(西蝦夷地分間請負人南部大畑熊野屋忠右エ門運上金二百五十兩)

自 文政元寅年 三年 四五〇兩 請負人 加賀屋多右エ門(武内多右エ門)
至 〃 三辰年 証人 伊達屋善五郎

「寅卯兩年鮭漁相応仕候得共外御場所と違、鮭之虫付直段下附、殊に見込ノ鱈不漁仕、近年上方不景氣にて軒並鱈値段年々下落仕何とも迷惑仕候」
鮭は先年貳百石の処近年皆無也。元運上七百三十兩の処当時減

自 文政四巳年 一〇年 四五〇兩 請負人 加賀屋多右エ門
至 天保元寅年 証人 伊達屋善五郎

前の理由により是迄未納金六百九十一兩二分は巳年迄三十ヶ年賦(一ヶ年廿三兩永五十文)とし上納の事とす。運上金納期六月十月兩度半金つゝ此年賦は文政五年棄損せらる

以上伊達家記録

自 文政四巳年 〇寅年迄十ヶ年

四五〇兩 請負人 加賀屋多右エ門
証人 仙北屋仁左エ門

(伊達屋は多額の取替金にて証人解除願出文政五年限り証人を解く)

以上文政年間運上金調

佐藤仁左エ門履歴に曰、文政六年仁左エ門請負をなす。薄漁打続き出稼人も多からざりしが、天保六、七、八年諸国の凶作により、松前、江差、箱館在々より困窮民一時口過のため親戚知己を便り島牧 〇古平迄の六場所に続々出稼し、殊に岩内は最も賑へり。嘉永元年二年豊漁にて岩内の景気大いに宜しく、自ら漁業者も出入り、嘉永三四年頃より何れも建網を始めたり(其前は請負人及二三名か笊網を用ひしのみ)

運上金四百六十五兩(内十五兩ハ天保二卯年より増金)

冥加金五十兩 天保八年年季切替之節増金 〆五百十五兩

伊達家旧記

天保四年六月十四日宣徳丸岩内荷物積入来、法用丸一足

佐藤仁左エ門履歴には
文政六年請負とあり

高倉新一郎「蝦夷地各場所請負人運上金調」(Ⅳ)(大場四千男)

同所は加賀屋多右エ門名目にて仙北屋仁左エ門仕入場所中出荷物二八共
二千八百石有し之由

天保年間 蝦夷地各場所請負並運上金 五百十五兩 仙北屋仁左エ門
内五十兩酉年ヨリ増金

7 古宇場所

岡田八十次事歴 寛延三年十月蛸崎佐土より岩内古宇請負運上金八十兩外冥
加あり，明和年間迄返。

天明四年御収納取立目録 夏商之部 ふるう小判二百兩宛
願人浜屋久七 宿近江屋三郎次
寅年(天明二年)より午年迄五ケ年但丑年御借上金引宛に相成卯年より巳
年迄三ケ年

蝦夷地一件 ふるう天明七末年より五ケ年期 江州 浜屋久七

西蝦夷地分間 直領 小判百兩 請負人 松前浜屋蝦夷戸数三十 人口百十人

土人由来記 請負人記載不明 蝦夷百五十人 男八三
女六七

文政年間運上金調 文政六末年より丑年迄七年季
金百九十兩 運上金 福島屋新右エ門
外金三兩三分永九十文 二分積金，証人 沢田屋求兵衛

伊達蔵書 寅年より午年迄五ケ年
金百九十兩 運上金 福島屋新右エ門
外九十六兩 証人 沢田屋求兵衛
運上年季明の節上納可致積

8 積丹・美国場所

一，知行主 シヤコタン 藤倉八十八
ビクニ 近藤吉左エ門

西蝦夷地分間	積丹	松前	福島屋金兵衛	運上金一三〇兩	アイヌ二〇戸八〇八
	美国	〃	木屋四郎七	〃 一五〇兩	〃 二〇戸六六八
土人由来記	積丹	泊川	岩田金蔵	〃	九二人 男四七 女四五
	文化七年五月改	美国	阿部屋	〃	七一人 男三三 女三八
文政運上金調	積丹		岩田屋金蔵	〃	九五兩外上乘金七兩差荷物代十六兩
	美国		沢田屋求兵衛	〃	一六五兩三分外差荷物代十五兩
蝦夷地租金録	積丹	⑥	岩田屋金蔵	〃	一九五兩{内百兩辰年より増金 外海軍引運上一兩
	美国		同	〃	一八五兩{二百兩内三十兩戌年より増金

再航蝦夷日記 積丹 岩田金蔵 〃 一九五兩〔外海単引運上一兩上乘金七兩
差荷物代十六兩〕
 美国 一七〇兩外差荷物代十五兩

積丹は天保三辰年百兩美国は天保二卯年六兩一分増加して前記の額となる。

安政元年調 積丹 岩田金蔵 二一九兩運上金其他共
 美国 一八五兩 同

慶応二年二月増金 積丹 千三百一兩二分
 美国 千六十七兩二分 内一兩は海単引？

慶 応 三 年 積丹, 元運上金一九七兩 増運上金一, 三〇一兩二分上乘金七兩差荷物
 (六兩仕向金一四)

美国 〃 二〇〇兩 〃 一, 〇六七兩二分 〃
 一五兩 仕向金 一三三兩 永八五文
 一分九〇文

永八十五文ハ漁業志要
ニヨル

9 古平場所

岡田八十次事歴 松前藩士新井田崑内 (後代を与左エ門と云う) より請負, その最初年代不詳, ヲタルナイよりは一層久しという。

天明四辰年御収納取立目録 海単挽 ふるひら 小判二十兩 新井田崑内
 秋 味 ふるひら 八十兩實年五午
年迄五ケ年 恵美須屋久次郎

西 蝦 夷 地 分 間 小判三百兩恵比須屋治助 蝦夷四二戸 八十六人

土 人 由 来 記 大松前恵比須屋源兵衛請負, 蝦夷三百十一人 男一七五
 女一三六

岡田八十次事歴 安政六年運上屋修覆道路修築
 慶応二年に至り有川村種田徳之亟外二名へ熟談の上譲渡せり。

10 忍路場所

一, 近江国八幡町住吉屋西川傳右エ門の請負場所初めは不詳

伊達蔵書
 文化十四丑年迄七ケ年
 季
 運上金 二二七兩
 差荷物 三〇兩
 後運上金七十兩増
 住吉屋助次

伊達蔵書 文化十四丑年迄七ケ年季
 運上金二二七兩差荷物三〇兩後運上金七十兩増住吉屋助次

一, 文政七申年より七ケ年季住吉屋助次 (一名曰住吉屋准兵衛)

運上金二百九十七兩積金五兩三分ト永百九十文差荷三十兩

一, 明治二年元運上金総高忍路運上屋調

運上金二百九十七兩積金五兩三分永百九十文差荷物三十兩

別段上納金百拾九兩永百三文

外慶応二寅年より増運上千七百十三兩三分

合計二千百六十五兩二分永二百九十三文

11 小樽内場所

天明四年御取納取立目録 秋味おたるない運上小判三十両寅年卯午年迄五ヶ年
大和屋半兵衛

鱒場おたるない運上小判廿五両丑年寅午年迄五ヶ年
知行主 氏家新兵衛

西蝦夷地分間 氏家新兵衛知行所請負人阿部屋専八 下代儀左エ門
運上屋働二十一人内十四人鮭取七人番人運上屋クタレシ
小判金百五十両家数四十六軒人数百八十人内男五十六人
女子供百二十四人
鮭、カスベ、鱈、秋味、鱒
小判三十両 オタルナイ川秋味運上金 領主直納

岡田八十次履歴 旧藩士氏家六郎左エ門より請負す年代久遠知るべからず。又曰く、祖先岡田八十次享保年間小樽場所請負の許可を得、手代岡田多助を年中福山に遣り請負地の漁場を支配せしむ。又曰く享保年間俵屋紋兵衛小樽支配となり、同年中港町若竹町ニ寛政年間熊碓、張碓、朝里に各一ヶ所の漁場を開く
右の如く記事矛盾其請負年不詳西蝦夷地分間ニ寛政の頃阿部屋専八請負トアリ岡田ハ其前ニモ請負タルヤ尚調査ヲ要ス

土人由来記 文化七年
請負人恵比須屋源兵衛 支配人 佐次兵衛

文政八年間 東西蝦夷地運上金調 文政八酉年卯卯年迄七ヶ年季
一金三百七十両オタルナイ運上金、一金百弍十両秋味金廿五両一分差荷物代、金十両永百四十文 二分積金
総計五百五十七両二分永百四十文 塩鮭十尺上納
御城下請負人 恵比須屋弥兵衛
宿 中嶋屋庄右エ門

慶応元年丑六月

東西蝦夷地御運上増金並御用金払

一金壹千両 オタルナイニ印 (元治元年
子年右増金被仰出

一、嘉永の請負金は総て前記増運上金を除くに同じ唯秋味に対し此の如く記しあり。秋味六百石以上百石ニ付二十両つゝ切圍四分ノ三

一、慶応元年の分は運上金其他前に同しく別に此の通りあり別段上納四百八十四

両二分ト永二百文増運上千両

- 一、慶応元年小樽内場所請負人を廃し村並とす。

12 石狩元場所

- 一、石狩川の鮭漁は主として藩主の直領なり

- 一、天明元年小林屋公事内済、石狩秋味六千石目、二十年相渡(旧山旧記)

- 一、イシカリ天明元丑年方二十ヶ年期交易並漁猟

(蝦夷地一件)

小林屋宗九郎 江戸材木町二丁目

- 一、イシカリ小判九百両

小林宗九郎

但金高千八百両

宿 三郎次

石狩秋味惣船十五艘天明元丑年方寛政十二年申年迄二十ヶ年御運上金高之内九百両江戸御屋敷江年々上納残九百両ハ二十ヶ年賦引落定。但下り献上四艘分、上り献上五艘分被仰付候、上乘六人分十四両宛内三人乗船、三人ハ乗形り、右献上辰年方年季中御免被仰付候献上上り五艘分上乘金六人分定之通也。(天明四年御収納取立目録)

- 一、文化八年未二月石狩場所海川の鮭漁場を伊達林右エ門栖原屋半助阿部屋右エ門三名御預となる。後伊達栖原返上して阿部屋一名請負となる(伊達林右エ門履歴)

- 一、文化十二年村山伝兵衛(六代)旧の如くイシカリ場所請負被仰付を以て翌十三年其復旧を祝する為め弁天堂を修築す。十四年痘瘡流行、翌文政元年土人死亡夥く之か為め漁猟減少且介抱の費用多きを以て両三年間運上金半減
秋味運上金二千二百五十両の処千百廿五両

十三場所運上金六百七十八両永百七十五文の処三百卅五両永八十七文五分及丑年(文化十四年)納残運上金九百二十五両の内三分の一を免ぜられ六百十六両二分永百六十六文七分上納すべき旨被仰渡。

文政二年痘瘡流行尚不正、且不漁続き損毛不少に付年末に及び千五百両御貸下あり、是れ旧家を思ふ特典あり栖原茂八助力に付千五百両は茂八へ下渡し、茂八引請返上せしむ。

文政三年阿部屋改革し、石狩夏場秋味共、当分阿部屋成立まで栖原茂八へ托す。(以上村山家旧記)

- 一、文政四巳年方寅年迄十年期阿部屋伝次郎請負継続総運上金二千九百廿八両永百七十五文の処当年一ヶ年金千両とし漁況回復の後旧運上通り上納せしむ
一金千両秋味運上並十三場所運上金
一金十三両二分 上乘金 一金廿六両三分差荷物代

一、嘉永五年より七ヶ年季 請負人 阿部屋伝次郎

運上金 千両

式分積金 二十両

差荷上乘 三十九兩一分

秋味八千石以上百石ニ付二十兩づゝ切廻同上十一兩づゝ

13 厚田場所

西蝦夷地分間 請負人 阿部屋専八運上金百十兩

モウライ川秋味直領

土人由来記 文化七年 請負人 枝ヶ崎浜屋与三右エ門 (姓ハ平田)

蝦夷地一件 近江国愛知郡柳川村浜屋与三右エ門

文政蝦夷地運上金調 文政三辰年ハ戌年迄七ヶ年季

浜屋与三右エ門 (十五兩秋味添船) 計三百卅七兩
外差荷料三十二兩

運上金三百十五兩 百八十兩夏場
百二十兩秋味運上

蝦夷租金録 天保十二年 宮川増蔵 運上金三百二十七兩

再航蝦夷日記 弘化三年 今萬屋増蔵 運上金百九十兩
秋味上納百三十兩

御用控 浜屋与三右エ門

元宮川増蔵受負の処嘉永五年与三右エ門江被仰付

安政蝦夷地運上調 嘉永六年ハ 運上金百九十兩
同七ヶ年間 浜屋与三右エ門 秋味運上 百三十兩

天保四巳年ハ七ヶ年季
宮川増蔵 運上金
百九十兩 秋味運上金
百三十兩 添船切鱒
十五兩 之節上納
三十二兩 差荷物料
計二百五十七兩

14 増毛場所

和田郡司日記 八年五月六日マシケ、トママイ御引上、伊達浅之助へ小判七百兩に被仰付候様蛸崎蔵人殿被仰聞、是は夏場にあらざ次枚の秋味場所なり不可混。

一、増毛場所は下国氏の采邑にして村山伝兵衛請負なりしが、寛政八年丙辰六月伝兵衛家宅蔵々等没収せられし後、其増毛の請負をも罷め伊達の請負となれり。

請負年期

自 寛政八辰年七月 一〇年 伊達林右エ門 夏場所六〇〇兩海峯引御礼金五〇兩
至 文化二丑年六月 戸木三郎兵衛鱒場御礼金一二〇兩 〆 七百七〇兩

夏船下りの節家来一人場所見届のため下るにより仕度金七兩〇差荷は蝦夷地

る船到着次第定之通差出○不時臨時御入用金は御用弁可仕。鱒場礼金は八十五両の処寛政十一年三十五両増百二十両となす。外に鱒場釜役金五十一両ありしか礼金の増加且不漁續きに付文化四卯年十一月出願免除

自 文化三寅年 五年 伊達林右エ門 夏場所一、〇〇〇両海引御礼金五〇両
至 全七午年 戸木三郎助 鱒場御礼金一二〇両 一、一七〇両

上乘金差荷物等は前請負の時に同じ

自 文化十三子年 七年 伊達屋善五郎 運上金差荷物代共 二、一五〇両
至 文政五年年

自 文政六未年 七年 伊達善五郎 運上一、一〇〇両 夏場上乘一七両
至 全十二丑年 秋味冥加八〇〇両 秋味上乘二八両
海引冥加五〇両 差荷 三五両
鱒場冥加一二〇両 計二、一五〇両

自 天保元寅年 七年 伊達林右エ門 運上金 一、一〇〇両
至 全七申年 上乘金 一七両
差荷物 三五両
上乘金 二八両
一、三五〇両
外二分積金

増毛浜益両場所請負也両場所秋味の義鮭千五百石目以上の出増積取の節は百石目に付金二十五両宛の割合を以上納仕候

但切廻積取賣の分は本文百石目ニ付金二十五両四ツ割三ツ分上納可仕候

増毛苦前秋味場所

自 寛政八辰年 一〇年 伊達屋林右エ門 秋味場所七〇〇両
至 文化二丑年 享和三亥年より八〇〇両

享和三亥年二月後請負継続の爲め御隠居殿へ冥加金二千両内々仰付られ度旨出願至極御受よろし。○三年四月許可となり、寅年より亥年迄十ヶ年期運上金は享和三亥より増して年八百両とし、江戸表伊達英之助方より用達金元利三千二百三十両は享和亥より向十三年間運上金の内にて毎年二百四十八両一分宛承継く事となす。

自 文化三寅年 一〇年 伊達林右エ門 八〇〇両
至 全十二亥年

此外上乘金差荷物は前回の通り。

浜益秋味場所

文化二丑年迄栖原彦兵衛請負の処三寅年より伊達林右エ門請負となる。

自 文化三寅年 一〇年 伊達林右エ門 秋味跡買場所一三〇両
至 全十二亥年 請書には一三〇とあれども文化四年十二月の請書には一一〇両とす(減額せる也)

高倉新一郎「蝦夷地各場所請負人運上金調」(Ⅳ) (大場四千男)

自 文化二丑年 十三年 先買鮭秋味一五〇兩
 至 丑年
 増毛浜益両場所 請負人 伊達林右エ門

文化四年十二月元成ニ被仰付 文化十一戌年十二月被仰付

種別	請負年期	運上金	請負年期	運上金	
				自 文政六未年 至 全十二丑年	七年
増毛場所	自 文化三寅年 至 〃 七年五年	一, 〇〇〇兩	自 文化十三子年 至 文政五年七年	一, 一〇〇兩	一, 一〇〇兩
同所海胤漁事		五〇兩		五〇兩	五〇兩
同所鱒漁事		一二〇兩		一二〇兩	一二〇兩
同所鮭秋味場所	自 文化三寅年 至 全十二亥年	八〇〇兩		八〇〇兩	兩所鮭二千五百石 以上出増積取ノ節 百石ニ付二十五兩
浜益先買鮭秋味	自 文化二丑年 至 全十四丑年	一五〇兩		一五〇兩	一五〇兩
同所跡買同断	自 文化三寅年 至 全十二亥年	一一〇兩		一一〇兩	一一〇兩
秋味上乘支度料		二八兩		二八兩	二八兩
夏船同断		七兩		一七兩	一七兩
増毛差荷代	差荷物此外種々 あり			三五兩	三五兩
浜益差荷代				七兩	七兩
計	増毛二, 〇〇五 二六〇	二, 二六五兩	増毛二, 一五〇 浜益 二六七	二, 四一七兩	外二分積金 運上金上納ハ六月 十月半金つゝ

- 一、文化十四丑年甚だ薄漁にて半減の出高となり場所返上の外なきに至りしも文政元寅年ハ金八百兩を減せられ運上金千六百十七兩となす。
 - 一、文政六年ハ七ケ年請負証文は運上金従前の通なるも「秋味三千石以下漁事の節は金八百兩御引方被仰付二千石以上有之節は百兩之賣立より御冥加相納候積被仰付候云々」とあり。
 - 一、天保元寅年ハ七申年迄七ケ年期
 - 一、天保八酉年ハ十四卯年迄七ケ年期運上金は旧により差荷料上乘金とも千六百十七兩とす、外に二分積金あり
 - 一、辰年(弘化元年)ハ請負継続の儀天保十三年二月出願、此時冥加として金百兩上納を願出しも其れに及ばず其代りに兩マシケ是迄積米の外別段辰年より七ケ年に割付二百五十俵(四斗入)積立すべき旨達せられ運上金は故の如し。嘉永三戌年迄七ケ年請負。
- (参考) 辛請負利尻、礼文も同様辰年ハ七ケ年期米百三十俵積国後も辰年より同様是は積米なし。曰高島是も同断百三十俵被仰候事。

一、天保四巳年七月秋味鮭二千五百石見込の処今度格別之御沙汰を以て三千石目見込被仰付候為過石之節は百石ニ付金廿五兩を四つ割三つ分上納の事とす。

15 ル>モツペ・トマ>イ場所

一、ル>モツペ御直領

蝦夷地一件 トマ>イ場所交易 天明五巳年お十ヶ年季 栖原屋三郎兵衛
ル>モツペ 秋味

文政東西蝦夷地運上金調 文政七申年お七ヶ年季

金千五百兩 ル>モツペ・トマ>イ

請負人 栖原屋六郎兵衛

但ル>モツペトマ>イ秋味二千石目以上の節は書面通上納二千石以下の節は此内六百兩御引方

金三十兩 秋味立船冥加

是は秋味立元定通より外一艘相廻し候に付冥加上納

金二十七兩 鱒場隔年納

外金十兩 秋味上乘金

〃 八兩 差荷物代

米四斗入三百俵 御百姓危難救のため年々納

金十八兩二分永四十文 二分積金

天保年間
蝦夷地各場所請負人並運上金 天保九戌年お辰迄七ヶ年季

請負人 栖原屋仲蔵

金九百兩

〃 三十兩秋味立船冥加

右ハ元定通りお外一艘相廻候ニ付冥加

〃 二十七兩鱒網金隔年収

外拾兩 秋味上乘金 八兩差荷物料

16 焼尻・天賣

松前年歴捷経 天明二壬寅年十月松前廣缶所借地天宇禮，也武計支利返上

松前東西地名控 てうれ御直領周圀三里余トマ>イより渡り六里余出産物鮭やんげしり同断，周圀テウレに僅少加れりテウレヤンケシリ一日一里余
出産物前同断

蝦夷拾遺 テウレ テシホの沖七里にあり、周囲凡六里運上屋なし。
ヤンケシリへ交易す。

ヤンケシリ テシホの沖六里にあり、周囲四里、運上屋あり。

17 天塩場所

一、松前貢 内記ノ子 知行所なり。

西蝦夷地分間 トマヽイ 松前貢 請負人 板垣五右エ門 運上金二百五十両

伊達旧記
百五十両

文政年間東西蝦夷地運上金調 テシホ運上金五百五十三両 請負人 栖原屋六郎兵衛
但ルヽモツペ、トマヽイ、テシホ三ヶ所秋味二千石以下の節は三場所にて金八百両引方割合テシホ分二百両引、三百五十両相納候積

金百五両 海峯引運上

金二十五両 コタンベツ秋味運上

金七両 鱒場隔年納

金三十両 鱒釜役金 隔年

金十両 上乘金

金二十二両 差荷物代

天保年間蝦夷地各場所請負人並運上金 天保九戌年ノ七ケ年季 栖原屋仲蔵

一金三百五十三両 同 七両 鱒場運上隔年

同 百五十両 テウシヤンケシリ 同 三十両 鱒網役金
海峯引金

同 廿五両 コタンベツ秋味運上 外拾両 秋味上乘金
二十一両 差荷料

秋味二千石以上出増の節は百石ニ付廿五両つゝ上納但切囲積取の節は廿五両四ツ割三ツ分上納。

18 宗谷場所

一、貞享年中松前藩宗谷場所を開き藩主の直領とす。

斜里地方も当場所に属し樺太アイヌの交易も亦当場所に於て取扱なり

一、宝永三辰年(一七〇六年戌年也)村山伝兵衛留萌未ノ宗谷二場所受負夷人に網製法漁方等教え出産を増加す。

宝延三年(一七五〇)より宝暦五亥年(一七五五)頃迄ソウヤ受負仕、其

節の出産物干鱈、魚油、アツシ、鯨斗にて海峯引漁之儀不存、三本ヤスにて取揚候事にて甚少分の事故仕法相立海峯漁法相教出産増加、其頃は夏船一度宛ならては往返不仕番船と唱図合造の百二三十石位の小船にて三月末四月下旬差下せり。

(中畧)乾物は領主方役人兩人ソウヤへ差遣時々買上相成候、伝兵衛請負中加藤嘉兵衛カラフトへ浜屋与三右エ門百石積栄福丸へ乗船シラヌシへ渡交易罷帰候、宝暦六子年方同十年辰頃迄枝ヶ崎浜屋与三右エ門松前町天満屋専右エ門同町材木屋七郎右エ門三人受負被申付、宝暦十一巳年方安永三年迄十三ヶ年松前家直支配ニ相成候 (以上村山家旧記)

- 一、安永四年正月飛驒屋久兵衛二千八百五十両引当として一ヶ年運上金百九十両積を以て酉年迄五ヶ年無利子引取を達せられ番船夏船兩艘つゝ差遣右場所同四末年村山伝兵衛へ又貸此金二百八十五両、安永五年以後不明 (飛驒屋旧記)

村山旧記によれば安永四年より天明二寅年迄伝兵衛受負其節鯉鱈の漁業蝦夷人へ教へ申に付シヤリモンベツへも漁小屋、番屋等漁業勝手能所へ建申候。されば天明二年迄伝兵衛へ又貸せるにや。

- 一、寛政元年八月飛驒屋請負罷免九月村山伝兵衛へ支配方被命、同三亥年六月請負場所同様に心得へき旨達せられ運上金相定。
- 一、寛政八年六月伝兵衛家屋敷蔵々没収、先是四月場所請負御免、小山屋権兵衛 (大坂) 樺太と共に請負。

和田郡司日記
四月唐太ソウヤシヤリ
三ヶ所掛富永戸平、支
配人、板垣豊四郎、銀
主小山屋吉兵衛被仰付
巳年方酉年迄十七ヶ年
小山屋ハ交易仕入差配
人

- 一、同九年板垣豊四郎樺太と共に請負栖原屋銀主たり、小山屋と板垣と紛紜を生し、示談 (?) 同十一年迄三ヶ年営業。

和田郡司日記によれば「寛政十一年十月十二日板垣豊四郎掛宗谷御場所取仕舞人数十二人此度罷登候」とあり、蓋し板垣は請負名義にあらず、内実請負同様なりし歟 (村山家旧記・和田郡司日記)

- 一、寛政十二年宗谷、斜里、樺太三所御直領右掛高橋壯四郎、目谷安次郎兩人被仰付仕入方は攝津兵庫の柴屋長太夫当年余程損毛立つ (福山旧記)

取扱会所を置き運上金は今所より納め仕入物は長太夫之を引受元代五分の口銭を受取産物積取は同人手船を以て定運賃を受け、松前にて産物入札の節長太夫望の品は入札値段を以て買受しむ、仕入物金利は月一分五厘を松前会所より申受く

- 一、文化五年藤野崑兵衛、恵比須屋准兵衛、坪田佐平の三人芝田請負 (宗谷斜里共)

文化十二年藤野崑兵衛一手請負となる

一、文政四巳年より寅年迄十ヶ年

金六百両 ソウヤ シヤリ 請負人 藤野崑兵衛

秋味二千石以上積取の節は過石の分千石ニ付冥加金廿五両困荷物と為れは十五両上納の筈

一、文政六年より丑年迄十ヶ年季

金貳百九十両 リイシリ, レフンシリ 藤野崑兵衛

外金拾三両 上乘目附金

利尻礼文尻ハ明和二年禎祥丸を添て藩主より岡田弥三右エ門に預けられ、文政六年岡田より藤野に譲渡せり(藤野四郎兵衛参証)

19 北蝦夷地

宗谷之部参証

樺太は寛政二年村山伝兵衛に撫育を命し白主迄船を出し翌三年三月米酒網類を送り漁場開発後請負をなし、寛政八年引上げらる。此年宗谷と共に大坂小山屋権兵衛、九年板垣豊四郎(栖原銀主)十二年直配となる、柴屋長太夫仕入方なり。

子年より辰年迄五ヶ年季

年 季 壱ヶ年冥加金

自 文化六巳年 一二年 一, 〇五〇 栖原屋三右エ門
至 文政三辰年 伊達林右エ門

巳年より亥年(文化十二)マテセケ年不漁続き殊ニ時節柄悪ク産物下直其上難船等アリ、莫大ノ損毛、子年ヨリ相応ノ漁獲アリ然ドモ未タ前ノ損毛ヲ償フニ足ラス

自 文政四巳年 一〇年 一, 〇六〇 栖原屋三右エ門
至 天保元寅年 伊達林右エ門

引続キ御預ケ許可

産物払代御口銭ハ上納仕私領之節取立候差荷並上乘金立船間尺金其外諸役上納御免被仰付。

自 天保二卯年 七年 一, 〇六〇 伊達林右エ門
至 全八酉年 栖原庄兵衛(天保六年七月より天保八年迄松前支店支配人)

伊達林右エ門
蝦夷租金 一, 五六〇 栖原仲蔵(仲蔵は天保八年より弘化四年迄の支配人)

自 天保八酉年 七年 一, 五六〇 伊達林右エ門
至 全十四卯年 小川九兵衛

天保七年申年藩は栖原の分として北蝦夷場所半方引上、八年より直差配とし小川九兵衛に差配方を命し運上金は惣高へ五百両を増し、伊達、小川

をして半額つゝ上納せしむ、場所半方は依然伊達預け半方は直差配なり。
伊達は年期七ヶ年なり、小川は下差配方なれば年期を定めず。

弘化三年 (再航蝦夷日記)	千六十両	請負人	栖原六右エ門(弘化四万延元迄支配人) 伊達林右エ門
安政元年	千五百六十両	同	同上
安政北海道風土記	千六十両	請負人	伊達林右エ門 栖原半六
文久元年	千五百六十両	同	伊達林右エ門 栖原六右エ門

20 虻田場所

米屋孫右エ門履歴 虻田場所此年薄漁収支相償はず請負人と田音右エ門経営に因み元治元年返地を出願す。官其荒廃に帰せんことを惜み孫右エ門に命じて経営を持続せしむ。於是孫右エ門家政の困難を顧みず直ちに之を請負ひ、土木を起し以て住民を安堵せしむ。慶応三年支配人泉藤兵衛起て孫右エ門に代之を經營するに及び孫右エ門は時価七千円に相当する漁具建物を挙げて無償にて藤兵衛に譲渡し、官亦其維持の容易ならざるを認め年金一千両つゝ補助せり。されど其失費補填の途なく後二年にして止む。

北海道漁業志要 文化十年^{三年より}運上三百九両ト永八百七十五文 和田屋茂兵衛
文政^{向七ヶ年}運上二百二両 ^{但三年より不漁} 和田屋茂兵衛
^{ニ付四十両減}

又午年より山焼ニ付無運上となる六年十両冥加金出す

嘉永七年より 運上十五両積金一兩二分 岩田金蔵
向七ヶ年季

慶応御料 運上五十五兩二分 米屋孫右エ門
別段上納十一兩永五十文

杉浦氏御用留, 運上金七十五兩, 別段上納十四兩二分永五十文
請負人 和田五百右エ門

伊達家旧記 文化九年十月落札
アブタ金三百九兩八百七十五文 和田屋茂兵衛

函館問屋儀定書 アブタ モト三百九十兩二朱 松前和賀屋七左エ門
金百兩

(備考) 伊達家旧記には文政二年^〇七ヶ年金百二兩和田屋茂兵衛とあり。
漁業志要亦然り、東西蝦夷地運上調(文政三辰年^〇七ヶ年季運上金百二
兩和田屋茂兵衛)亦然り。

蝦夷租金録 天保十二年調
アブタ 金七十兩 宮川増蔵

岩田屋履歴
天保七年請負替二件和
田屋茂兵衛へ引渡

慶応礼文華
運上十九兩二分
別段上納三兩三分
米屋孫兵衛

和賀屋七右エ門ハ誤?
再考ヲ要ス

高倉新一郎「蝦夷地各場所請負人運上金調」(Ⅳ)(大場四千男)

嘉永七年

アブタ 金七十五両 和田屋莊吉 松前

松前箱館雜記 安政元年の内綴込 アブタ 七十五両 家内場所へ引越 箱館 和田屋茂兵衛 刃

東西蝦夷地運上金増運上金

一金五十五両 御運上金 アフタ 佐野孫右エ門

一金十一両永五十文 仕向金

ノ

一金十九両二分御運上金

一金一両二分永卅一文八分別段上納 レブング 同人

岩田家旧記 虻田場所岩田家請負人の処同年申年天保七年請負替にて和田茂兵衛へ引継

21 幌泉場所

幌泉はもと様似と共にアブラコマと称す。蛎崎藏人の給地なり

(元禄十三年支配所持名前帳には運別と記す)

寛政三年東蝦夷道中記 アブラコマ 請負人 浜屋久七

運上金六十五両、運上屋はシヤマニにあり。

休明光記附録 運上金二百両 アブラコマ

東夷周覧にも運上金二百両とあり。

諸書 寛政十一年幕領となり、様似、幌泉二場所となす。

文化十年箱館、嶋屋佐次兵衛 金九百八十五両にて請負、

文化十一年高田屋嘉兵衛請負人となる。運上金八百八両？

文政二年以後は八百八両なり

蝦夷租金 天保十二年

ホロイツミ運上金六百両 福嶋屋清兵衛 江州梁川出張
支配人 嘉七

嘉永安政請負人調 嘉永五年方 向七ヶ年運上金六百八両、

二分積金十六両永百六十文 杉浦嘉七

一、元治元年運上金三千八百五十両を増す

杉浦嘉七

一、慶応

運上金六百両

増運上金三千八百五十両

別段上納百五十九両ト永百文

22 十勝場所

栖原屋小右エ門事蹟
寛政元年雇入井原忠三郎(松前店支配人)十勝場所請負同三年返付

- 一、元禄の記録にも十勝とあり、運別と共に蛎崎藏人の給地なり。
- 一、寛政三年の道中記には運上金等を記せず、和田郡司日記によれば寛政十一年幕府直領となる際は浦川場所嶋根屋久蔵あふらこま栖原屋庄兵衛しらぬか、くすり大和屋吉兵衛云々とあり。十勝の名なし。此時アフラコマの内に籠りしや、若しくは脱落なりや。東夷周覧征金百両とす
- 一、文化十年上田三郎次(近江屋)運上金三百五十五両二分を以て請負す。従来幌泉場所庶野浜昆布は十勝アイヌが採取したるにより、三郎次も是亦之を見込たるか、幌泉請負人と紛議を生し翌十一年和談整いて庶野浜を借受け漁業する事となり、官も亦運上金の内百五十両を減免せり。
- 一、文政二年方六ヶ年大坂屋宇助の請負運上金百四十九両一分ト永百五十文
- 一、文政八年より福島屋嘉七の請負となる前の運上金に五十両二分永百文を増して二百両とす。
- 一、安政六年十二月仙台藩領となり、元治元子年運上金千五百両を増す

大坂屋は文化十四年近江屋より引継

23 釧路場所

天明四年御取
納取立目録

藩主直領、天明三卯年方元金千両の利足金宛小林宗九郎に渡す。元金相済候節ハ場所返納の約定、外上乘金五両

飛驒屋旧記

天明八年飛驒屋久兵衛請負、四拾兩にて年限。寛政元年八月飛驒屋久衛請負罷免

寛政三年道中記
シラヌカ大和屋惣次郎
クスリ支配人長右エ門

寛政三年東
蝦夷道中記

支配人長右エ門通詞熊次郎番人五人家数五十二軒男女二百五十人産物干鱈千三百束、昆布八千駄、干鱈(鮭?)三百束、鷺羽六ツ熊胆二ツ熊皮二枚

和田郡司日記

寛政十一年四月十三日浦川場所御用地境杭御打の日より、御用地、運上屋御受取の日方御直捌

元請負人 しらぬか 大和屋吉兵衛
くすり

子年九月東西
蝦夷地場所附

白糠 請負 山形屋善兵衛
久寿里 大黒屋茂右エ門

東夷周覧

総金百三十両 外シラヌカ七十五両

夷人稼業男は春青青、口大魚、カスベ鮫香菌をとる、夏は昆布、秋冬はニシベツ川上に行く過獵魚をとる、其外鱈などとり、夷女は其透を伺い「アツシ」「キナ」を織る。

伊達家旧記

文化九年十月三日入札

金千三百五両二分 一書千三百五十五両二分 〔川内屋長三郎
又千三百五十二両 〕〔近江屋九十郎

〃千二百五十七両一分 阿部屋伝次

〃千二百八十両三分 吉田清六

〔函館問屋儀定書〕 文政三辰年改候分

クスリ 千三百五十二両 米屋孫兵衛

金八百五十両 宿 甚作

〔文政年間東西 蝦夷地運上金調〕 文政五午年〆子年迄七ケ年季 請負人 米屋孫兵衛

金四百五十両 証人 岩田金蔵

〔蝦夷租金録〕 天保十二年調

運上金五百六十両 ※ 萬屋孫兵衛 越後寺泊出店

一、嘉永三年〆向七ケ年季

運上 五百六十両、積金十両二分 米屋孫兵衛

秋味千石以上百石ニ付廿五両ツ> 鱈冥加百石ニ付三両ツ>

一、元治元子年増運上金二千二百両

一、慶応 運上金 五百六十両

増運上金二千二百両 米屋孫兵衛

別段上納百二十九両二分

天保七年百兩ヲ増シ
五百六十兩トス

24 厚岸場所

一、安永二巳年九月飛驒屋久兵衛五千四百両引当として絵鞆、厚岸、キリタツプ
国後四場所夏該場運上金年二百七十両と定め三年年〆丑年迄二十ケ年請負
(飛驒屋旧記)

一、天明六年厚岸キリタツプ国後三場所商賣怠りを被命、正月現在の俣にて新古
荷物苫屋久兵衛に引渡

一、寛政元年八月飛驒屋請負罷免、藩主直領となり村山伝兵衛差配す

一、寛政八年五月伝兵衛差配を止む、三場所支配掛沖之口下吟味役田中藤左エ門
交易差配人熊野屋忠右エ門小林屋平四郎被仰付 (和田郡司日記)

一、寛政十一年四月幕府直轄となり請負を廃す

元請負人 あつけし、ねもろ 熊野屋忠右エ門、南部大畑
くなしり 小林屋平四郎 江戸

一、文化十年 松前米屋藤兵衛請負運上金千六百十八両三分

(伊達旧記) 千六百八十八両三分 米屋藤兵衛

(漁業志要) 千六百八両三分 米屋藤兵衛

林長左エ門履歴
文化十四年蛇田請負返
上、同年ヨリ文政二卯
年迄厚岸請負

一、文政元寅年方同七ケ年季

運上人百両 竹屋長七

出羽由利郡塩越村ノ人、姓ハ林 文化
元子年松前ニ渡リ竹屋ヲ屋号トシ商
業、文化十年ヨリ十三年マテ蛇田請負

不漁ニ付六年より八十両を減す (漁業志要)

一、文政三辰年方午年迄三ケ年賦

金八百両

請負人 竹屋長七

証人 枝ヶ崎半次郎

宿 阿部屋甚右エ門

函館問屋儀定書 東蝦夷地請負調

文政三辰年改候分

アツケシ 千六百十八両三分 松前 畑屋七左エ門

金千三百七十五両二朱 宿 甚作

文政年間東西
蝦夷地運上金調

文政十亥年方天保四年巳年迄七ケ年季 請負人 栖原三郎兵衛

金八百両

宿 近江屋忠右エ門

近年不漁ニ付依頼文政六未年百八十両御免被仰出候

一、天保三年栖原より山田文右エ門に譲渡し爾後請負人変更せず

天保十二年運上金六百両

一、嘉永六年方同七ケ年期

運上六百両 積金十二両 山田文右エ門

一、安政六年 同仙台藩領となる

元治子年増運上金四千七百五十両一一書曰四千七百両外ニ運上金六百両、仕
向金百三十六両三分永七十文一一書百五十文

明治元辰年七月朔依頼、千五百両減増運上金三千二百五十両とす

25 根室場所

一、安永三年より寛政元年迄霧多布場所として飛驒屋久兵衛請負

一、寛政二年より藩主直営の名義を以て村山伝兵衛請負、寛政八年に至る。

一、八年五月アツケシ、キイタツプ、クナシリ、三ケ所支配掛田中藤左エ門交易
差配人熊野屋忠右エ門、小林屋平四郎命ぜらる。

一、寛政十一年より幕府直捌文化九年に至る。

一、文化十年より運上金五千六百三十四両三分にて材木屋七郎右エ門入札請負

一、文化十三子年より午年 (文政五年) 迄七ケ年季伊達林右エ門栖原屋半助高田
屋嘉兵衛亀屋武兵衛四人へ請負申付、荷物捌方は松前箱館に於て五分宛取捌、
仕入物も成るべく地買に致し松前箱館市中の者共融通に相成候様取謀らし
む。該年期中と雖も場所居合候に随ひ相応の増金相納むべしと達せらる。

- 一、文化十四丑年箱館市中憐愍の趣意にて御内意の上林右エ門、三右エ門請負返上、高田屋亀屋請負被仰付、依て右伊達、栖原兩人受負中損金仕埋方被仰渡場所残物引受其代金二千二百五十兩は此後漁業次第一兩年中に返済すべく万一不漁続なるも年二割合請負年限中皆済すへき証文嘉兵衛武兵衛より幕吏向井勘助外三名宛十二月差出。
- 一、文政元寅年高田屋嘉兵衛請負運上金三千兩
- 一、天保三年藤野崙兵衛請負を命せらる。
天保中夷人数十人を幌泉に遣し昆布採取の法を習得せしめ花咲の昆布を採り大阪に試食賣す、結果良好也。後中絶し安政元年花咲昆布業を再興す。
天保七年積丹島に鮭漁場を開き嘉永四年廃す。
- 一、嘉永元年根室場所に関し高田善吉との間に訴訟起り同二年改めて請負を命ぜらる。
自 嘉永二年 運上金 二千五百兩
至 向七ヶ年季 二分積金 五十兩
運上金三千兩の処不漁に付嘉永六年より五百兩減し式千五百兩とす。
- 一、安政六年十二月幕府当場所を二分し西別を境として以南を仙台藩に以北を会津藩に贈う、仙台藩は旧により藤野を以て請負人とし、会津藩は文久二年藤野の請負を罷免す(標津並斜里場所とも)

26 國後場所

- 一、宝曆四申戌年国後へ大船を遣し上人と交易撫恤す。
- 一、安永三年申年高田屋久兵衛請負同年並翌四年曾長ツキノエ暴行あり、依て天明元年迄八年間交易を中止し、同二年より再び船を遣る。
- 一、寛政元年上人の乱あり八月飛驒屋の請負を免し村山伝兵衛をして交易介抱せしめ寛政八年に至る
- 一、八年五月十八日支配掛田中藤左エ門差配人熊野屋忠右エ門小林屋平四郎命せらる
- 一、寛政十一年高田屋嘉兵衛請負運上金三千兩
- 一、文化十年米屋藤兵衛二千三百五十五兩二朱にて入札請負
(北海道漁業志要には「文化九年運上二千三百三十兩笹木屋藤五右エ門」とす)
- 一、柳屋庄兵衛越前屋甚五郎兩人請負文化十一年五月兩人の依頼により伊達屋善五郎銀主となり営業せしめしも莫大損毛となり、銀主も子年(文化十三年)より世話致し兼ねる旨兩人へ談せしも熟談整はず依て銀主より訴出名前印形除去を出願せり(文化十二年八月八日出願也)

一、文化十四年藤野四郎兵衛請負

文政三年請負金千両

天保八年より十三年迄が漁打続き損毛金四万余両に及ぶ因て請負罷免を請ひしも許されず。

一、嘉永六年運上金従来の千両の処不漁相続きたるを以て此歳五百両を減ず

一、蔓延元年仙台藩支配となる不漁打続に付別段運上金免せらる。

一、元治元子年

運上金 五百両

増運上金 五百七十一両永百五十文

27 擇捉場所

北夷談
享和三年ノ処ニ「島中
ニ廿三ヶ所ノ漁場ヲ開
キ」トナス

一、寛政十二年高田屋嘉兵衛幕府に命を以て航海を開き漁場は南部小豆川の寅吉の見立により十七ヶ所を開き会所を紗那に置く、文化四年露冠の後、会所を振別に移す。

一、文化七年高田屋嘉兵衛に請負を命ず、是れ嘉兵衛開発の功労あるを以てなり。運上金は年二千両とす。然るに年々凶漁なるを以て文政元年減して千両とす。

一、天保二年高田屋金兵衛拘囚の後天保四巳年より別に請負人を命せしが、仕入方並漁具等手配行届かず。請負人は関東屋崑四郎、中村三右エ門、布屋定右エ門

伊達家旧記 天保四年六月廿二日関東屋、中村屋、浜田屋兵右エ門エトロフ請負被仰付

一、天保九戌年、当年一月より藤野崑兵衛西川順兵衛岡田半兵衛三人に請負を命ず、三人は離島を境の御場所万一諸仕入等差支候ては恐入候とて辞退せしも重要な場所柄御用達の其方等に命するに付奉公すへき旨達せられ三人承諾して蝦夷人介抱品は勿論漁具諸品等厚く仕入をなし損毛も少なからず重て御免出願に付四ヶ年営業の後天保十三年と伊達、栖原請負となる。

近江屋総兵衛と云ふは組合店の名にして屋号を⊖と云ふ箱館に置きて営業せり。

漁獲高

高田屋治兵衛請負中、鱒一万五六千石秋味四千石 合二万石

関東屋外式人請負中平均鱒一万石、秋味二千石 合一万二千石

藤野外二人請負、天保十一年“十二年”十三年平均 合一万石

天保九年の分は不詳

高倉新一郎「蝦夷地各場所請負人運上金調」(Ⅳ)(大場四千男)

アイヌ戸口，天保十二年調 百五十五軒(十一ヶ村)六百八人 男三一九
女二八九

一、天保十三寅年より格別の御沙汰を以て伊達林右エ門栖原仲藏二人へ請負を命ず(十二年十月申渡)

請負年 自 天保十三寅 七年運上金一ヶ年千両
至 嘉永六申

御直差配の名目にて伊達栖原は差配方と称するも運上金も定り居りて実は純然たる請負なり

箱館へ出店し当場所の産物其他を取扱う

八章 「松前御領分道法」

(東西蝦夷場所々略記鑑 但 西蝦夷地より 巡道順廻書)
東蝦夷地迄

シヘツ³十二里

一、子モロ

御運上金三千両

蝦夷人数 男四百五十一人
女四百五十五人

後の出入 {
文政³辰年 藤野崋兵衛被仰付
天保九年 山田文右エ門被仰付一？
十五年・弘化元
天保十六年⁴ 箱館白鳥次右エ門江
弘化⁵二年 浜田屋兵左エ門

高田屋金兵衛

高田屋欠所は天保四年

春鯡夏鱒秋鮭漁

支配人 金蔵

右者場所四ヶ所ニ建 小名数多アリ

惣乙名 清左エ門

脇乙名 チンヘト

小名 ハナキムタ ヤツエンヘツ チウルイ
ホロムシタ ハナサキ シベツ
ネムロ シヘツ ヘツカイ エムシ ホロムシリ ヘツカイイケヤム
ヘツカイウエンヘツ ヘツカイチウルイ ヘツカイシヘツ 十三ヶ所
ニテ一ヶ所分
コトモロ ホロムシリ クンネヘツ ハナサキ ウエンヘツ ハナサキ
ホロムシリ シヘツ コエトエ イチヤン 十二ヶ所ニテ一ヶ所

都合四ヶ場所分ナリ (数が合はないが現文のまゝ)

天保四巳年⁶天保十亥年迄七ヶ年藤野崋兵衛

天保十四年の文書には藤野崋兵衛とあり

松前又一控によれば天保十一庚子年山田文左エ門ニ被仰付

安政寅年調按西掌記によれば柏屋崋兵衛 嘉永六年より二千五百両とあり

嘉永元年根室場所ニ関シ高田善吉との間ニ訴訟起リ同二年改藤野崋兵衛に請負命せらる

文久二年会津藩、藤野崋兵衛の請負を罷免す

函館図書館 木村家文書

寛政ヨリ嘉永 子モロ請負年数書

安政二年

卯年六月子モロ場所引継書なり

高倉新一郎「蝦夷地各場所請負人運上金調」(Ⅳ)(大場四千男)

文化十一十一年	材木屋七郎右エ門
文化十二一十四年	伊達屋林右エ門 栖原半次郎 高田屋嘉兵衛
文政元一天保三年	高田屋嘉兵衛
天保四一十年	藤野崑兵衛
天保十一一弘化元年	山田屋文右エ門
弘化二一嘉永元年	和賀屋宇右エ門 浜田屋兵四郎
嘉永二一安政元年	藤野崑兵衛

(完)